

# 「帝国」としての「キリスト教国」

## 普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説

櫻井 康人

### はじめに

中世ヨーロッパ世界は、二度の西ローマ帝国の復活を経験した。一度目は800年のフランク国王カールへの皇帝戴冠であり、二度目は962年の東フランク国王オットー1世への皇帝戴冠である。そして、後世に生きる我々は、何の疑いもなく前者の出来事をもってしてフランク帝国の誕生とし、後者の出来事をもってして西ローマ帝国（12世紀より神聖ローマ帝国）の誕生とする。もちろん、これらの言葉自体に問題はない。なぜならば、紛れもなく中世ヨーロッパの皇帝たちは自らに「皇帝」imperatorの称号を帯びさせたからであり、従って彼らの支配領域を「帝国」とみなすのは当然のこととして考えられるからである。しかし、中世ヨーロッパの「帝国」は、「命令権」imperiumという政治上の職権に立脚する古代ローマの「帝国」とも、複数国家を様々なレヴェルで支配・統合することによって実現される近代以降の「帝国」とも、その性格を大きく異にする。中世ヨーロッパの皇帝に求められたのは、一方では「キリスト教国」Christianitasを外敵、すなわち異教徒から防衛することであり、もう一方ではその内部においても「平和」pax・「安定」quies・「協和」concordiaを体現することであった<sup>(1)</sup>。すなわち、あくまでも理念上の問題ではあるが、ここにおいて「帝国」と「キリスト教国」は相互に言い換えることが可能なのである。そして、逆説的ではあるが、「キリスト教国」の「平和」を実現するものが「皇帝」となりえる余地が、中世ヨーロッパ世界には残されていたのである。このことについては、レオン国王アルフォンソ7世の皇帝戴冠が端的な例として示されうであろう。

周知のように、1095年のクレルモン地方教会会議において、教皇ウルバヌス2世は「神の平和」を公示し、また会議終了後には、異教徒からの東方キリスト教徒の防衛の必要性を訴えた。すなわち、内的には「平和」を、外的には「十字軍」を呼びかけたのであり、ここにおいて教皇は自らを「キリスト教国」の支配者として位置付けることに成功したのであるが、言わばそれは皇帝の権利・義務を侵害する越権行為でもあったのである<sup>(2)</sup>。

以上より、本稿では、「平和」および「十字軍」をデバイスとして、教皇が自らをその支配者たることを可能にした「キリスト教国」が、中世ヨーロッパ的帝国の一形態である

---

(1) Cowdrey, H., "The Reform Papacy and the Origin of the Crusades", *Le concile de Clermont de 1095 et l'appel à la Croisade*, Rome, 1997 (以下、「Reform」と略記), p. 72; Id., "From the Peace of God to the First Crusade", Ramos, L. (ed.), *La primera cruzada, novecientos años después*, Castelló d'Impressió, 1997 (以下、「From the Peace」と略記), p. 52.

(2) Cowdrey, "Reform", p. 74 f.; Id., "From the Peace" p. 55.

ことを前提として話を進めていくこと、そしてその上で、筆者の専門領域である十字軍史研究の観点から「平和」と「十字軍」の関係を考察していくことが本稿の主たる目的となることを予め断っておきたい。

本論に入る前に、まず次章において、十字軍研究分野における「平和」と「十字軍」との関係についての従来の研究の流れを概観し、そこにおける問題点を明示することにより、本稿の目的をより明確にしたい。

## 1 研究史と問題の所在

神の平和運動と十字軍運動とが何らかの関係を持つことについては、かねてより一般的に認められてきたことであり、現時点においても通説的に捉えられている<sup>(3)</sup>。しかし、そもそもウルバヌス2世のクレルモン演説において、両者の関係が明示されているからであろうか<sup>(4)</sup>、膨大な蓄積を持つ十字軍史研究分野において、それを主たる対象とした研究は驚くほど少ない。また、一口に両者の関係といってもその関係の捉え方については一様ではなく、それは大きく分けて次の二つに区分せらる。

まずは、十字軍が(神の)平和に寄与したとの見解である。遠方へと旅立たねばならない十字軍士は、とくに近隣の諸勢力との係争の最中であつた場合、常にその所領が他者により侵害される危険性に曝されていた。後述するように、もちろん教皇庁も十字軍士に財産の保護特権を与えるなどの対応策を行っていたが、これから出立せんとする十字軍士たちは、事前に近隣の聖俗有力者を集めて平和を確認する作業の必要性に迫られ、その結果として平和運動が広まっていったのである<sup>(5)</sup>。この見解が提示するのは、教皇の言説・理念とは切り離されたところにおいて、現実問題として地域レベルで十字軍と平和運動が密接に絡みついていた、ということである。

今ひとつは、そしてより十字軍研究の流れにおいてより重要かつ中心となるのは、神の平和運動と十字軍との理念的結び付きに主眼を当てたものである。ここで言う十字軍理念

---

(3) この点について最も影響を与えているのは、E・ドラリュエルとJ・プラワーの見解であろう。Delaruelle, E., "Essai sur la formation de l'idée de croisade", *Bulletin de littérature ecclésiastique*, 45, 1944, pp. 13-46; Id., "Paix de Dieu et Croisade dans la chrétienté du XII<sup>e</sup> siècle", *Paix de Dieu et guerre sainte en Languedoc au XIII<sup>e</sup> siècle*, Fanjeaux, 1969, pp. 51-71; Prawer, J., *Histoire du royaume latin de Jérusalem*, 1, Paris, 1969, pp. 139-141.

(4) 八塚春児「第一回十字軍の召集(一) フーシェ・ド・シャルトル」『桃山歴史・地理』19、1982年、27~37頁; 同「第一回十字軍の召集(二) 修道士ロベール」『桃山歴史・地理』20、1983年、15~23頁; 同「第一回十字軍の召集(三) ボードリ・ド・ドル」『桃山歴史・地理』21、1984年、27~39頁; 同「第一回十字軍の召集(四) ギベール・ド・ノジャン」『桃山歴史・地理』22、1985年、19~32頁; 同「第一回十字軍の召集(五) ウィリアム・オブ・マームズベリ」『桃山歴史・地理』23、1986年、21~30頁; 同『十字軍という聖戦』NHKブックス、2008年、28~56頁; Munro, D., "The Speech of Pope Urban at Clermont, 1095", *American Historical Review*, 11, 1906, pp. 231-242.

(5) 例えば, Bonnaud-Delamare, R., "La paix en Flandre pendant la première croisade", *Revue du nord*, 38, 1956, pp. 147-152; Id., "La paix de Touraine pendant la première croisade", *Revue d'histoire ecclésiastique*, 70, 1975, pp. 749-756; Weiler, B., "The *Negotium Terrae Sanctae* in the Political Discourse of Latin Christendom", *International History Review*, 25, 2003, pp. 1-36.

とは、正戦理念および聖戦理念のことであると考えるとよいであろう。この問題に本格的に踏み込んだのは、L・マッキニーであり、C・エルトマンであった。<sup>(6)</sup> とりわけ、十字軍理念の形成に至る背景を諸側面から考察した後者の見解は、その後の十字軍研究を大きく進展させることとなった。エルトマン・テーゼについては、いくつかの邦語文献でも紹介されているので、<sup>(7)</sup> ここでは簡単に触れるに留めるが、エルトマンの主たる目的は、聖戦理念を現実のものとするようになった十字軍を帰着点として、その前段階で醸造された理念的背景を証明することに置かれた。その中で、エルトマンが聖戦理念を形成する一要素として考えたのが、正しき戦いあるいは聖なる戦いと悪しき戦いとを峻別する結果を生んだ神の平和運動であったのである。しかし、十字軍を呼びかける側である教皇・教会という観点からの展開を試みたエルトマンの説は、十字軍参加者の観点からの考察を試みた研究者により、異を唱えられることとなる。

神の平和運動との関連はその視野に置かれていないものの、かつエルトマン・テーゼに対する批判・修正をその目的とはしていないものの、第1回十字軍に関わる書簡史料の分析を行った八塚春児は、参加者が十字軍を聖戦として理解していたか否かについて疑問を呈する。<sup>(8)</sup> そして、より痛切かつ直接的にマッキニーやエルトマンの見解の否定を試みたのが、M・バルである。<sup>(9)</sup> バルは、そもそも神の平和運動が起こったアキテーヌ地方において、その運動は長くは続かなかったこと、アキテーヌ内部においてもそれは北部および西部には浸透しなかった、すなわち地域差が大きかったこと、運動の主体はあくまでも少数の貴族層に留まり、運動はより広い騎士層には影響を与えなかったこと、かつアキテーヌ公ギョーム5世およびギョーム6世以降の公たちは、運動に対して関心を示さなかったことなどを根拠として、神の平和運動と十字軍運動の断絶性、ひいては無関係性を強く主張したのである。そもそも、バルの目的はその師であるJ・ライリー＝スミス<sup>(10)</sup>の見解を補強することにあつたのであろう。ライリー＝スミスは、エルトマンの主眼が第1回十字軍に至る背景を探ることに置かれたために、十字軍理念そのものの検討がなされなかったことを問題点として指摘した上で、十字軍士の経験を通じてヨーロッパ世界に十字軍理念が成熟するのは1140年代であったことを綿密な史料分析より導き出す。その際にライリー＝スミスが重視したのは、十字軍参加者たちの心性であった。ここに、エルトマンの見解をある程度受容しつつも、ウルバヌス2世以降にける十字軍理念の発展を重視する多元主義史観が完成することとなるが、<sup>(11)</sup> ライリー＝スミス自身は神の平和運動との関連においては

(6) Mackinney, L., "The People and Public Opinion in the Eleventh-Century Peace Movement", *Speculum*, 5, 1930, pp. 181-206 (以下、"People"と略記); Erdmann, C., *Die Entstehung des Kreuzzugsgedankens*, Stuttgart, 1935, Baldwin, M. and Goffart, W. (trans.), *The Origin of the Idea of Crusade*, Princeton, 1977.

(7) 八塚春児「『非聖地十字軍』と十字軍の『政治化』」『月刊歴史教育』3、1979年、36～41頁; 同「第一回十字軍の召集」『歴史と地理』471、1994年、7～9頁。

(8) 八塚「開始期の十字軍における巡礼と聖戦」『桃山歴史・地理』28、1994年、46～63頁。

(9) Bull, M., *Knightly Piety and the Lay Response to the First Crusade*, Oxford, 1993.

(10) Riley-Smith, *The First Crusade and the Idea of Crusading*, London, 1986.

(11) 十字軍研究の学派については、拙稿「十字軍運動」佐藤彰一・池上俊一・高山博編『西洋中世研究入門 増補改訂版』名古屋大学出版会、2005年、118～120頁、参照。

基本的にはエルトマンの見解を踏襲している。従って、バルはライリー＝スミスの積み残した作業の穴埋めを行った、と言ってよいであろう。

しかし、バルの説もまた痛烈な批判に曝されることとなった。H・カウドリーは、神の平和運動の间歇性を主張した上ではあるが、神の平和運動と十字軍との連続性を主張する。ただし、カウドリは完全にエルトマン・テーゼに立ち返ることはなく、一方で両者の断絶点、すなわち、両者の間に理念上の直接的結び付きは確認されないこと、神の平和運動は12世紀には世俗権力の指導下に置かれること、騎士層を広く十字軍運動に引きつけたのは「平和」ではなく「恩典」であったことも併せて主張するのである。また、J・フローリは、神の平和運動と十字軍運動は論理的に矛盾しないとしてバルの説を退ける。しかし、カウドリと同様、両者の連続性には制限を加える。フローリは、神の平和運動が十字軍理念に寄与したのは、平和と戦争の規律化のみであったとし、両者の関係をより直接的に見たカウドリ<sup>(12)</sup>の見解をも否定する<sup>(13)</sup>。

このように見てくると、今日では確かにエルトマン・テーゼは批判・修正されているが、バルの見解を例外として根本的に神の平和運動と十字軍運動の連続性が否定されることはなく、むしろそれはほぼ全ての研究者が前提とし、通説として受け入れているとさえ言える<sup>(14)</sup>。見解の相違は、両者の間にはどのレベルにおいて、どの程度の理念的結び付きがあったのか、ということに対する捉え方の違いである。ともかくも、神の平和運動は、十字軍理念を支える一要素として考えられ、クレルモン教会会議においてそこに吸収されてしまったと考えられているのである。すなわち、神の平和運動の観点から考察を行う者にとっては、第1回十字軍が結実点であり、十字軍の観点から考察を行う者にとっては神の平和運動が出发点として捉えられているのである。上述のように、その根拠はウルバヌス2世の演説そのものに求められる。しかし、周知のように、ウルバヌス演説の記録は公的なものではなく、第1回十字軍の後に幾人かの年代記作者の作品に盛り込まれたものであることを考えると、果たして神の平和運動と十字軍運動との関係はウルバヌス演説で完成形を見て、その後不変のものであったのか、という単純な疑問が浮かぶのである。このような単純な疑問に対するアプローチがこれまでに試みられなかった要因のもう一つには、古くはマッキニーが主張しているように<sup>(15)</sup>、多くの研究

(12) Cowdrey, "From the Peace", pp. 51-61.

(13) Flori, J., "L'église et la guerre sainte de la «paix de Dieu» à la «cruisade»", *Annales, Économies, Sociétés, Civilisations*, 47, 1992, pp. 453-466; Id., *La guerre sainte: La formation de l'idée de croisade dans l'Occident chrétien*, Paris, 2001, pp. 59-99, pp. 320-323; Id., "De la paix de Dieu à la croisade? Un réexamen", Kedar, B., Riley-Smith and Nicholson, H. (ed.), *Crusades*, 2, Aldershot, 2003, pp. 2-23. なお、F・カルディーニも同様の見解を持つ。Cardini, F., *Alle radici della cavalleria medievale*, Firenze, 1982. 主に、フローリの主眼は、「内なる暴力を外なる暴力へ」、「外への戦争による内の平和」といった類の古典的見解を否定することに置かれる。なお、E・ブレイクは、神の平和運動はあくまでもローカルな運動であったとして、十字軍運動との区別を行う。しかし、理念上の問題では、神の平和運動が十字軍運動に与えた影響を認めている。Blake, E., "The Formation of the 'Crusade Idea'", *Journal of Ecclesiastical History*, 21, 1970, pp. 11-31.

(14) これについては枚挙に暇がない。ここでは、十字軍を概観した近年の書の中で最も優れたものの一つである、A・ジョティシキエの書を挙げるに留める。Jotischky, A., *Crusading and the Crusader States*, London, 2004, pp. 31-36.

(15) Mackinney, "People", p. 182.

者が神の平和運動は 12 世紀に世俗の平和運動へと取って代わられたということを前提としているからであろう。確かに、現実的・実践的側面においては、このように考えることは妥当かもしれない。第 1 回十字軍以降における十字軍理念の形成を重視したライリー＝スミスの視座は非常に重要であるものの、彼がその考察対象に神の平和運動を含めなかったのもこれゆえであろうか。しかし、以下に見るように、第 1 回十字軍以降においても、教皇の言説から神の平和が消滅してしまうわけではないのである。

以上のことから、筆者の目的は、従来の研究において看過されてきた第 1 回十字軍以降の神の平和運動と十字軍運動との関係およびその変遷を、教皇の言説から考察することに置かれる。紙幅の都合上、本稿ではその第一歩として、普遍教会会議の決議録を対象を限定し、従って *Quantum praedecessores* (1146 年)、*Quantum praedecessores* (1165 年)、*Inter omnia* (1169 年)、*Cum gemitus* (1169 年)、*Non sine gravi dolore* (c. 1170 年)、*Ingemiscimus et dolemus* (1173/4 年)、*Cum orientalis terra* (1181 年)、*Cor nostrum* (1181 年)、*Cor nostrum* (1184/5 年)、*Cum cuncti praedecessores* (1184 年)、*Audita tremendi* (1187 年)、*Post miserabile* (1198 年)、*Ne nos ejus* (1208 年)、*Quia maior* (1213 年) といった十字軍勅令<sup>(17)</sup>については本稿では触れないこととなる。普遍教会会議決議録は、当時の教皇庁にとって最も広範囲にわたる意思表示の場となりえ、能う限り広範囲のキリスト教徒に向けられたものであり、地域性の差異を乗り越えた言説がそこに見られると考えるとよいであろう。さらに、そこには当時の教皇庁にとっての社会問題を反映していると考えられ、従って、そこにはより集合的な十字軍理念が反映されているとも考えられよう。にもかかわらず、とりわけ 12 世紀の普遍教会会議決議録が十字軍史研究の分野において不思議と検討対象とされることがほとんどなかった、ということを最後に付言しておきたい。

---

(16) 本稿では、基本的には H・イエディン版を用いる。Jedin, H.(ed.), *Conciliorum oecumenicorum decreta*, 3a ed., Bologna, 1972. また、現代語訳も幾つかあるが、中でもとりわけ N・ターナー版を参考にした。Tanner, N., *Decrees of the Ecumenical Councils*, vol. 1, London, 1990 (以下、*Decrees* と略記)。

(17) ここでは、それぞれの勅令の出典のみを順に記しておく。Ottonis episcopus et Ragewinus praepositus Frisingensibus, "Gesta Friderici I. Imperatoris", Wilmans, R.(ed.), *Monumenta germaniae historica, Scriptorum*, 20, Hannover, 1868, Nachdr. 1989, S. 371-372; Migne, J.-P. (ed.), *Patrologiae cursus completus latinae*, 200, Paris, cols, 384-386 (以下、*PL*と略記); Migne, *PL*, 200, cols, 599-601; Migne, *PL*, 200, cols, 601-602; Migne, *PL*, 200, cols, 927-928; *Guilielmi Neubrigensis Historia sive Chronica rerum anglicarum...additionibus locupletata longeque emendatius quam antehac edita, studio... Thomae Hearnii, qui et praeter Joannis Picardi annotationes suas etiam notas et spicilegium subiecit. Accedunt homiliae tres eidem Guilielmo... adscriptae...*, Oxonii(Oxford), 1719, p. 664; Migne, *PL*, 200, cols, 1296-1297; Migne, *PL*, 200, cols, 1294-1296; Kehr, P., "Papsturkunden in Sizilien", *Nachrichten von der königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen. Philologische-historische Klasse*, 1899, S. 329 f.; Stubbs, W. (ed.), *Gesta regis Henrici secundi benedicti abbatis: The Chronicle of the Reigns of Henry II. and Richard I. A.D. 1169-1192; Known Commonly under the Name of Benedict of Peterborough*, 1, London, 1867, rep. 1965, p. 332 f.; "Historia de expeditione Friderici imperatoris"; Choroust, A. (Hrsg.), *Monumenta germaniae historica, Scriptorum rerum germanicarum, nova series*, 5, Berlin, 1928, S. 6-10; Migne, *PL*, 214, cols, 308-312; *Id.*, 215, cols. 1354-1358; Tangl, G., *Studien zum Register Innocenz' III*, Weimar, 1929, S. 88-97.

## 2 12世紀の普遍教会会議決議録

### (1) 第1回ラテラノ普遍教会会議 (1123年3月18日～3月27日)

第1回十字軍は聖地の回復という目的を達成したものの、それによって誕生した聖地国家の状況は不安定なものであった。とりわけ、1119年のいわゆる「血の平原の戦い」は、ヨーロッパ世界に東方世界への援助の必要性を痛切に感じさせることとなった。<sup>(18)</sup>このような状況で、教皇カリクトゥス2世によって召集・開催されたのが第1回ラテラノ普遍教会会議である。この会議の開催のより直接的な起因が前年に締結されたウォルムス協約であったことは周知のことであろうが、<sup>(19)</sup>全22カノンからなる決議条項の中には、神の平和・休戦および十字軍に関するものも含まれる。第8カノンから第15カノンまでの8つのカノンが俗人に関する事柄について触れている。まず第8カノンは俗人による教会の事物への関与の禁止について、第9カノンは近親婚の禁止についてであり、続く第10カノンで次のような十字軍に関する事項が現れる。

(第10カノン) エルサレムへと向かい、キリスト教の民の防衛および異教の暴君を打ち倒すことに効果的に助力を提供する者たちに対し、その罪の赦しを承認し、教皇ウルバヌスによって定められたように、その家屋・家族・全財産を、聖なるペテロとローマ教会の保護下に受け入れる。彼らが旅に出ている間に、その家屋・家族・財産をあえて差し押さえたり奪ったりする者は、いかなる者であれ破門の罰でもって罰せられる。そして、エルサレムあるいはスペインへの旅のために、その衣服に十字の印を置いたことが、(その後)それを外したことが認められた者(十字軍宣誓不履行者)に対して、再び十字の印を受け取り、次の復活祭からその次の復活祭の間に旅を貫徹するように、教皇の權威により命ずる。さもなくば、その時よりその者を教会の入場から隔離し、その全ての所領においてなされる、幼児の洗礼と死者の告解を除く神の職務を禁ずる。

[( )内は筆者による補足。以下、同じ。]

十字軍宣誓不履行の問題はさておき、ここからは次の二点を指摘しておきたい。一点目は十字軍特権に関することである。十字軍特権については、それを巡礼特権とイコールで結ぶ伝統主義的史観と、十字軍特有の特権とみなす多元主義的史観との間で見解の相違が見られるが、この条項を見る限り、巡礼者に与えられる贖罪は自明の理として前提とされ、付加的に保護特権が付与され、しかも後者についてはウルバヌス2世の教令が根拠とされ

---

(18) Phillips, J., *Defenders of the Holy Land : Relations between the Latin East and the West, 1119-1187*, Oxford, 1996, pp. 1-18.

(19) なお、それぞれの会議のより詳細な状況については、イエディン版およびターナー版におけるそれぞれの会議のテキストの前に付けられた補足説明、および、イエディン(梅津尚志・出崎澄男訳)『公会議史 ニカイアから第二ヴァティカンまで』南窓社、1986年、50～76頁を参照されたい。

ていることが解る。すなわち、このことは多元主義的史観がより妥当であることを示すのである。それに関連して二点目は、十字軍士不在時においては、その財産が平穩に守られるべきこと、およびその侵害者には破門罰が下されることが明示されていることである。このことは、より現実的な財産保護という側面においてはああるが、先述の十字軍による平和への寄与についての可能性を示唆する。少なくとも、教皇の言説において、両者は結び付けられていたと言えるのである。

しかし、十字軍運動と神の平和運動が果たして密接に絡みついていたのか、ということになると疑問符を付けざるをえない。なぜならば、神の平和・休戦の条項（第15カノン）との間に、4つの条項（第11カノン：ローマ教皇庁近辺の地における悪しき慣習の廃止（相続人なくして死去した者の遺産が、遺言に反して分散されないように）、第12カノン：俗人が教会の祭壇に捧げられた物を持ち出すことの禁止、第13カノン：偽造貨幣を意図的に用いることの禁止、第14カノン：ローマ等への巡礼者に対する攻撃・略奪、商人への不当な税の要求の禁止）が挟まれ、言説の上では両者の関連を確認できないからである。<sup>(20)</sup> 12世紀前半の段階における教会法がまだ理論的な確立を見ていないことを考慮に入れたとしても、次の記すように、第15カノンの条文そのものからも十字軍との関連はおおよそ見て取ることにはできない。

（第15カノン）神の平和・休戦について、および放火について、そして公道（の安全）について、我らの先人たるローマ教皇たちによって定められたことを、聖霊の権威によって承認する。

なお、次に記す巡礼者の保全について触れた第14カノンにも、十字軍との関連を見ることはできない。

（第14カノン）もしローマへの巡礼者や、使徒の墓や他の聖なる礼拝堂を訪れんとする巡礼者を捕縛したりその持ち物を略奪したり、また商人を新たな税の不当要求によって困惑させんとすれば、その損害が賠償されない限り、破門される。

## （2）第2回ラテラノ普遍教会会議（1139年4月2日～4月17日）

教皇インノケンティウス2世によって召集・開催されたこの会議は、長年にわたり対峙した対立教皇アナクレトゥス2世の死去に伴い、混乱を収拾することを目的とした。全30カノンからなる条項の内、第10～20カノン、および第29カノンが俗人を主たる対象とする。第10カノンで10分の1税徴収権を俗人が持つことが禁じられるのに続き、神の

---

<sup>(20)</sup> 周知のように、第1回ラテラノ普遍教会会議、および続く第2回ラテラノ普遍教会会議については、正式な記録が残っておらず、その決議録は書簡・年代記等から再構成されたものである。しかし、そこに教皇の言説が反映されていると考えることは可能であろう。

平和および神の休戦が条文化される。

(第 11 カノン) 司祭、聖職者、修道士、巡礼者、商人、往来するあるいは農地にいる農民、および畑を耕すあるいは農地に種子を運ぶ動物、そして牛は、いかなる時も安全であるように命ずる。

(第 12 カノン) 第四の日 (水曜日) の日没から第二の日 (月曜日) の日の出まで、降臨節から公現祭後 8 日目まで、五旬節から復活祭後 8 日目まで、休戦が全ての者によって侵されることなく遵守されるよう命ずる。もし誰か休戦を破らんとする者があれば、そしてその者が 3 回の警告の後に損害を賠償しないのであれば、司教はその者に破門の判決を下し、近隣の司教たちに書簡でもってその旨を告げるべし。そして、司教たちは破門されし者を受け入れるべきではなく、各司教は書簡でもって判決を受け入れたことを承認すべし。もし誰か敢えてこれを侵さんとする者があれば、その地位は危うくなるであろう。「三つの綱はたやすくは切れない」(『伝道の書』4:12) とあるので、司教たちが、唯一の神と人々の救済を敬いつつ、全ての無気力を遠ざけて、確かに平和が保たれるために、互いに助言と助力を差し出し、個人的な愛憎によってこのことが看過されることのないよう命ずる。もし誰かこの神の職務に無気力であることが見出されるのであれば、その地位は失われることとなる。

続く第 13 カノンで貪欲および利子に対する批難 (特に聖職者によるそのような行為の禁止) を挟んだ後、第 14 カノンではトーナメントの禁止、第 15 カノンでは教会人への暴行の禁止が条文化され、フローリの言葉を借りると、暴力の規律化がより体系的に試みられる。

(第 14 カノン) 騎士たちが、契約を交わして習慣的に集まり、その男らしさや大胆さを顕示するために軽々に争い合い、そしてしばしば死と魂の危険へと至る忌むべき祭り騒ぎがなされることを、完全に禁ずる。もし誰かその際に死に至るのであれば、贖罪と臨終の聖体拝領が要求されることは拒まれないにしても、その者には教会の埋葬はなされない。

(第 15 カノン) 同時に、もし誰か、悪魔に誘惑され、かくのごとき洗聖の罪、すなわち聖職者・修道士に暴行を加えるという罪を犯す者があれば、自ら教皇庁へとやって来てその命令に服すまで、その者は破門の軛の下に服し、もしその者が死に瀕しているのであれば、誰も司教はその者を敢えて解放してはならないことを決定する。また、教会や墓地に避難する者に、誰も敢えて暴行を加えないよう命ずる。もしこのことをなす者があれば、その者は破門される。

そして、第 16 カノンでの聖職の相続の禁止、第 17 カノンでの近親婚の禁止を挟んで、第 18 カノンで十字軍に関する条項が現れ、さらに第 19 カノンがそれを補う。幾つかの回り道を挟むものの、この流れを一瞥すると、俗人による暴力およびその他道徳の規律化と十字軍とが密接に絡みついているように思われる。しかし、第 18 カノンの内容にまで目をやると必ずしもそうではないことが理解される。

(第 18 カノン) まことに最悪の荒廃を導く恐るべき放火の害悪を、神と聖なる使徒ペテロとパウロの権威により、完全に忌避し禁ずる。なぜならば、この災いなる敵意に満ちた荒廃の行為は、他の全ての略奪行為を凌駕するからである。それがいかに神の民にとって有害であり、いかに魂および肉体に損害をもたらすか、誰も知らぬ訳ではない。従って、人々の安全のために、かくも災いなる、かくも有害なることが根絶されるよう一層の努力がなされ、あらゆる方法で取り組まれるべきである。従って、もし誰かこの我々の禁止の告知の後に、悪なる欲求により、あるいは憎しみのため、あるいは復讐のため火を放つ、あるいは(他の者に) そうさせる、あるいは意図的にそうするように助言や助力を差し出す者があれば、その者は破門される。そして、放火者が死去した場合、キリスト教徒としての埋葬はなされない。そして、もし先ずその者がもたらした損害に対してその財力に応じて弁済し、今後放火を行わないことを誓わないのであれば、破門が解かれることはない。その上で、エルサレムかスペインに丸 1 年間、神に奉仕し続けるのであれば、その結果として彼には贖罪が与えられる。

(第 19 カノン) もし誰か大司教や司教でこのことを緩和する者があれば、その者が損害を賠償し、かつ 1 年間司教職を解かれる。

ここでは、あくまでも放火の罪、およびその贖罪の舞台として十字軍が設定されているのである。すなわち、この段階においても神の平和と十字軍とは、言説の上では結び付けられておらず、かつ十字軍はそれ自体が目的ではなく、贖罪の手段として設定されているのである。<sup>(21)</sup>

### (3) 第 3 回ラテラノ普遍教会会議 (1179 年 3 月 5 日 ~ 3 月 19 日)

第 3 回ラテラノ普遍教会会議も、長期にわたる対立教皇 (ウィクトール 4 世・パスカリス 3 世・カリクストゥス 3 世) との対峙によって引き起こされた混乱を収束させることを目的

---

<sup>(21)</sup> なお、第 20 カノンは大司教・司教の助言に基づく国王・諸侯権の承認についてであり、第 29 カノンは、「人を死に至らしめ、そして神に忌み嫌われる弩兵や弓兵という手段が、キリスト教徒およびカトリックに対して行使されることを、アナテマの下で金輪際禁ずる」というように、キリスト教徒を攻撃するために雇われた弓矢兵の破門についてである。このように、第 29 カノンにも十字軍との関係を見て取ることはできない。

にして、教皇アレクサンデル3世によって召集・開催された。全27カノンからなる条項を概観すると、以前の2つの普遍教会会議に比して、より現実的問題およびその対応策を扱っており、教会法としての整備も進んでいるように思われる。その内、第18カノンまでが教会を、第19カノン以降が世俗の事柄を中心に扱っている。まず第19カノンで俗人支配者が教会に負担をかけることを禁止する旨に触れた後に、第20カノンでトーナメントの禁止、第21カノンで神の休戦、第22カノンで神の平和と続く。以下に見るように、この3つの条項はそれぞれ順に上記の第2回ラテラノ普遍教会会議の第14カノン、第12カノン、第11カノンと内容をほぼ同じにするのでここでの引用は避けるが、順序を入れ替えたことによって相互の繋がりがより明確かつ強くなっていることは指摘しておきたい。さて、そして第23カノン（癩病者たちが独自の教会や司祭を持つことができる旨）を挟んで次に現れるのが、ムスリムとの交易を禁止した条項である。

（第24カノン）かくも激しい貪欲がある者の魂を捉えているので、その者はキリストの名の下に悦びつつも、サラセン人に鉄製の武器と船の材料となる木材を運び、彼らと相似た者となる、あるいは悪なる点で彼らに勝る者となり、さらにはキリスト教徒を攻撃するための武器や必需品を彼らに送っているのである。さらに、その貪欲のため、サラセン人の船や海賊船で船長や舵取りとなる者もいる。従って、かくのごとき者は、教会の交わりから切り離され、その不合理さゆえに破門に服し、その財産は、カトリックの世俗諸侯や都市の執政者により、罰として没収され、そしてその者が捉えられたら、捕獲者の奴隷となることを承認する。また、海岸都市の教会を通じて、繰り返しかつ謹厳に、彼らに対して破門が告知されるよう命ずる。また、交易あるいは他の名誉ある理由のために航行するローマ人や他のキリスト教徒を敢えて捉えたり、その所持品を略奪したりする者に対して、破門の罰が下される。また、（キリスト教）信仰の規律に則って助力が差し出されるべきである難破で苦しんでいるキリスト教徒に対して、非難されるべき貪欲ゆえに、その所持品を略奪せんとする者は、略奪物を返還しないのであれば、自身が破門に服することを知るべし。

一見するとこの条項は十字軍と関連を持つようであるが、あくまでもその趣旨は貪欲の罪であり、続く第25カノン（徴利の禁止）との結び付きが強い。ただし、後述するように、第24カノンの内容は13世紀になると十字軍勅令の中に盛り込まれていくこととなることをここに指摘しておく。

さて、第24カノンのように、第26カノン（ユダヤ人とムスリムはキリスト教徒奴隷を保持できない旨）でもムスリムが登場するが、話の力点はユダヤ人に置かれ、ムスリムについては、「ユダヤ人もサラセン人も、子供を育てるという口実であったとしても、奉公人やいかなる他の理由によっても、キリスト教徒の奴隷をその家屋に保持することは許されない。そして、彼らと敢えて共住する者は破門される」との一文で触れられるのみである。

ともかくも、普遍教会会議決議録に「サラセン人」Saraceni という語が登場するのはこの会議が始めてであり、かつ最後の第 27 カノンが十字軍に関する条項である。もしそれが聖地十字軍についての条項であったとするならば、話しが非常にスムーズに流れるのであるが、以下に見るように、そう都合良くはいかないようである。

(第 27 カノン) 聖なるレオ (1 世) が言われたように、司祭の見識に適合した教会の教説は、血の復讐 (の正当性) を証明することはできない。しかし、血の復讐には、カトリックの諸侯の法が援用されるので、しばしば人々は、肉体罰が身の上に生ずることを恐れている時に、靈的救済を求めるのである。それがため、ガスコーニュ、アルピおよびトゥールーズの一部や他の場所で、ある者はカタリ派と、ある者はパタリアと、ある者はブブリカーニと、またある者はその他の名で呼ぶところのかくも邪なる者 (異端者) が、すでに罪と認められた不条理を強めているので、ある者がその悪質さを他の者に示すがごとく、秘密裏にはなく公然とその誤りを示し、単純な者や弱者をその仲間へと誘い寄せているので、彼ら、彼らを庇護する者、および彼らを受け入れる者に対し、アナテマの下に服すよう決定し、そしてアナテマの下、誰も彼らとその家屋や領地に留めたり、愛護したり、彼らと交易することを敢えてすることを禁ずる。もし誰かこの罪の中に死去する者があれば、その者が誰であれ、我々からの特権たる贖宥の庇護下にあっても他の理由によるものであっても、その者のためにミサがなされることもなく、キリスト教の墓に受け入れられることもない。キリスト教徒の中にあっても非人間的なことを行い、その結果として教会や修道院に敬意を払わず、寡婦・孤児・老若男女を大切にせず、異教徒のようにすべての物を破滅・荒廃させるブラバント人・アラゴン人・ナヴァラ人・バスク人・コテレッリ・トリアウェルディーニについて、彼らがかくも広く暴れまわる地域において、彼らと会したり、彼らを留めたり、愛護したりする者は、日曜日や他の厳粛なる日に教会で公に非難され、同時に件の異端と全く同じ判決や罰を与えられ、かくも害悪なる異端の社会を棄て去らない限り、教会の交わりに受け入れられることはないことも同時に定める。かくも不条理たることに留まる限り、誰であれ彼らと何らかの形で結び付いている者は、その者自身、信徒および人やすべての恭順の義務から切り離されていることを知るべし。しかし、すべての信心深き者には、かくも大きな災いに自身で雄々しく対峙し、武器を持って彼らからキリストの民を保護するよう、罪の赦しへと導く。(その結果として) 彼らの財産は没収され、諸侯によってかかる者たちが隷属身分へと服するようになされるのは自由である。また、その際に真の贖罪の中で死去する者は、贖罪の恩恵と永遠の報酬という成果を受けることを疑わぬように。また、神の憐憫と聖なる使徒ペテロとパウロの権威に関して信用をおかれる我々は、彼らに対して武器をとり、司教や他の高位聖職者の助言に従って、滅ぼされるべき彼らと争う信心深きキリスト教徒に、なすべき 2 年分の贖罪を軽減し、またもしそこの (職務の) 時間が長引くのであれば、働きに応じてその判断でより大きな恩恵が配分されるよう、

この職務に関することが命ぜられている司教たちの思慮に委ねる。しかし、その際に司教の忠告に従うことを軽んじる者は、主の肉体と血の受領に不適切である（聖体拝領を行えない）と命ずる。信仰の情熱によって、彼らを滅ぼすための職務を引き受ける者たちを、主の墓を訪れる者たちと同様に、教会の保護下に受け入れ、物であれ人であれその所有物について、いかなる不穩にも心乱されるべきではないことを宣言する。もしあなた方の誰かが彼らを煩わすのであれば、その地の司教より破門の判決が下され、略奪物が返還され、その損害について適切に賠償がなされるまで、その判決は全ての者により遵守される。かくのごとき者（略奪者）に強く抵抗しない司教・司祭は、教皇庁の許しを得るまで、その職が解かれることにより罰せられる。[下線部は筆者による。以下、同じ。]

この条項は、いわゆる非聖地十字軍に関する勅令の最初期の例として有名である。第2回十字軍の失敗と、それに対する聖ベルナルドの「キリスト教徒の罪ゆえ」の弁明を考慮に入れると、<sup>(22)</sup>聖地十字軍を成功に導く前提条件として異端討伐があった可能性も考えられるが、条文の言説そのものからはそれは窺いえない。なお、ここでは保護特権については聖地十字軍と同等のものが与えられているが、贖宥については等価値ではないことも注目に値する。つまり、あくまでも聖地十字軍と非聖地十字軍とは、この段階においてはグレードの面で区別されるものだったのである。

さて、話を元に戻そう。第27カノンには「平和」という単語こそ現れないものの、「キリストの民を保護」するように武力を用いること、および条文の内容からキリスト教世界の平和を乱す者への粛清の必要性を読み取れることから、平和と十字軍との関係を見て取ることができるかもしれない。それでもなお、一方においては、そこに神の平和運動と十字軍運動との論理的な、および理念的な連関を見出すことは困難なのである。

### 3 13世紀の普遍教会会議決議録

#### (1) 第4回ラテラノ普遍教会会議（1215年11月11日～11月30日）

この会議を開催した教皇インノケンティウス3世の意図は、彼自身による会議への参加を呼びかけた書簡に明らかにされる。それは、「悪徳を根絶し、美德を植え付け、誤りを正し、道徳を改善し、異端を退け、信仰を強化し、不和を調停し、平和を確立し、抑圧を排し、解放を促進し、諸侯およびキリストの民を聖地への援助へとやってくるように誘うため」<sup>(23)</sup>であった。全71カノンからなる条項が決され、その内、第41～第52カノンが主<sup>(24)</sup>に世俗の事柄に関する条項であり、第67～70カノンが異教徒、とりわけユダヤ人に関する

<sup>(22)</sup> 聖ベルナルド（古川勲訳）『熟慮について「教皇エウゼニオ三世あての書簡」』サンパウロ、1984年、45頁。

<sup>(23)</sup> Migne, *PL*, 216, col. 824; Tanner, *Decrees*, p. 227.

<sup>(24)</sup> より厳密には、決議録は全70カノンであり、*Ad liberandam* は特別条項として位置付けられる。

る条項であり、そして最後に十字軍勅令 *Ad liberandam* がやってくる。しかし、十字軍に関連することは、まず第3カノン（異端について）に僅かに現れる。

（第3カノン）[……] 十字の印を受け取り、異端の駆逐のために準備を行うカトリックたちは、聖地の援助へと赴く者たちに認められるのと同様の贖宥を享受し、同様の聖なる特権で保護されるであろう。[……。][……。] は筆者による省略。以下、同じ。]

ここには、上記の第3回ラテラノ普遍教会会議第27カノンからの発展を見ることができ。すなわち、贖宥の点でも非聖地十字軍と聖地十字軍が肩を並べているのである。

さて、この会議の決議録には、神の平和・休戦が独立して条文化されることはない。また、サラセン人については、第68カノンに現れるが十字軍との関連においてではない。<sup>(25)</sup>

（第68カノン）ある地域では、異なる衣服がキリスト教徒からユダヤ人やサラセン人を分かっているが、その他の地域では混乱が増長し、その結果両者の違いが認識されていない。それゆえに、誤りによってキリスト教徒がユダヤ人やサラセン人の女性と交わり、ユダヤ人やサラセン人がキリスト教徒の女性と交わるといことがしばしば生じている。従って、かくのごとき忌むべき混交がこれ以上進まないように、[……。]

しかし、以下に見るように、第71カノン *Ad liberandam* の中で、少なくとも神の休戦と十字軍が明確に融合しているのである。

（第71カノン (*Ad liberandam*)) 不敬なる者たちの手から聖地を解放するために、切なる願いを現実のものにしようと努めつつ、事情を熟知した聡明なる者たちの助言に従って、さらには聖なる会議の承認により、我々は次のように定める。十字の印を与えられし者たちで、海路を移動するよう決心した全ての者たちが再来年の6月1日にシチリア王国領内に集結できるよう、準備を始めるべし。必要と便宜に応じて、ある者たちはブリンディシに、ある者たちはメッシーナに、そして主の指示により我々が個人的に配したそれらの近隣の町に集結すべし。キリスト教徒の軍隊が、我々の助言と助力に従い、神と使徒の座により効果的に統制されるために。また、陸路で出立する予定の者たちも、同じ期日までに準備を行うよう努めよ。その間、彼らに助言し助力を与えるための適切な特使を派遣できるようにするために、彼らは我々にその計画について知らせなければならない。彼らが神の畏怖と愛情を絶えず眼前に持ち、神の尊厳を傷つける言動をせぬように、付属聖職者であれ高位聖職者であれ、キリスト教徒の軍勢に加わらんとする司

---

<sup>(25)</sup> なお、第69カノンでは、ユダヤ人が公職に就けないこと、および同じことは異教徒 *Pagani* にも適用されることが記されている。

祭およびその他の聖職者たちは、彼らに言葉や例示によって教え、誠実に祈りと説教に精を出すべし。そして、もしこれまでに彼ら（十字軍士）が罪に陥っているのであれば、心身共に控え、衣食の礼節を守り、不和や妬みを完全に抑え、自ら怨恨と嫉妬の心を完全に遠ざけ、その結果として、彼らは信仰の敵に対して、自身の力への自惚れによってではなく神の力を望むことによって、精神的および肉体的武器により守られ、恐れることなく戦うことができるようにするために、真の贖罪を通じてすぐに彼らを更正すべし。これらの聖職者たちには、たとえその者が教会内で生活を送る者であったとしても、3年間完全にその特権を享受できるよう許可し、そしてもし必要であるならば、同じ期間、（その職務を）同輩に委ねることができるよう特別の許可を与える。

従って、この聖なる計略が妨害されたり遅延されたりしないよう、全ての教会の高位者に、各々の管轄区において各人、十字の印を再び受け取ることを拒否した者に対してばかりでなく、他の十字を印付けられし者たち、および今なお印付けられている者たちに対して、主へのその宣誓を貫徹するように誠実に忠告し説得するよう命ずる。もし必要とあれば、個人においては破門、その所領においては聖務停止という判決によって、いかなる拒絶・躊躇も起ころぬよう強制すべし。ただし、教皇庁が先慮しているように、かくのごとき阻害について、その宣誓を正しく（金銭によって）代償するか、あるいは正当な理由をもって延期せざるをえない者たちは除くこととする。イエス・キリストの職務に抵触するこれらのことにおいて、それに関わる者たちに看過されることのないように、以下のように欲しかつ命ずる。総大司教・大司教・司教・修道院長および他の魂の癒やしに関与する者たちは、彼らの癒やしに委ねられた人々に勤勉に十字を説教するように。そして、国王・公・諸侯・辺境伯・伯・貴族および他の有力者や都市・村・町の共同体に、唯一真実で永遠なる神である父と子と聖霊を通じて祈願しつつ、自身で聖地救助に向かえない者たちは、その財力に応じて、その罪の許しのため、3年間の必要な出費と共に、十分な数の戦士を送り出すよう嘆願するように。このことは既に勅書にて示されているが、より確実にするためにここにまた示されるのである。かくのごとき罪の赦しにより、適切な船を供給する者たちのみならず、この職務のため労を惜しまず船を造る者たちが参与することを欲するのである。しかし、万が一にも我々の主たる神に対する忘恩から参加を拒む者たちがあれば、その者たちに対して、使徒の名の下に次のことを厳格に示しておく。彼らは最後の審判の日に畏敬すべき審判者の眼前でこの件について我々に答えることになるであろうことを知るべし。もし、彼らが彼らの罪のために磔にされたキリストに、これまでそうであったような適切なやり方で奉仕するのを拒むのであれば、彼らは「父がすべてのものをその手にお与え下さった」（『ヨハネ』13:3）神の一人子イエス・キリストの前で、いかに良心的に、いかに安全に告白することができるのか、ということをまず第一に考慮に入れるべし。その恩恵によってこそ彼らは生を受けるのであり、彼の保護によってこそ彼らは生を続けるのであり、彼の血によってこそ彼らは清められているのである。

我々が、有言不実行の人のように自分自身の指を使っては動かしたくない重荷を他人の肩にのしかけているとは思われぬよう、以下のことを知らしめねばならない。我々は必要以上かつ通常の出費を超えた額をすでに蓄えており、この職務に対して 30,000 リブラを与えることを、加えて都市（ローマ）やその近郊からの十字の印を付けられし者たちに船を与えることを、さらにその船に対して、信心深き者たちの施しから我々の手に残った 3,000 銀マルクを割り当てることを、これらの施しの残りは、信頼できるやり方で、聖地の必要と有益のために、幸福なる記憶の中にある修道院長たるエルサレム総大司教、およびテンプル騎士修道会長と聖ヨハネ騎士修道会長の手により正しく分配されたことを。また他の教会の高位者および全ての聖職者が報酬と特権の点で参加者と協力者を持つよう希うと同時に、会議での共通の認識により、我々は以下のように定める。付属聖職者であれ高位聖職者であれ全ての聖職者は、教皇庁の先慮によって委託された者の手により、今後 3 年間その教会収入の 20 分の 1 を聖地の援助へと回すように。ただし、正当に件の税から免除されている教会人や、十字の印を受け取った、あるいは受け取るであろう者で、自身で旅立つ者は例外とする。一方で、我々と我々の同輩者たる聖なるローマ教会の枢機卿たちは、完全に 10 分の 1 を払うつもりである。また、全ての者たちは、各自身このことを忠実に遵守するために、破門の判決の下に義務付けられていることを知るべし。従って、この問題に関して、故意に欺瞞を働く者たちは破門の判決に陥ることとなる。

出発の時は僅か 1 年先に迫っており、全き天帝の正なる裁きに従順なる者が特権を享受するに相応しいことは正しきことであるので、十字の印を付けられし者たちは、税やかくのごとき他の賦課から免除されるべし。その家族や財産は、十字の印を受け取った後から、聖なるペテロと我々自身の保護下に置かれる。また、それは大司教・司教・全ての高位聖職者の保護の下にあり続け、このことのために特別に適切な保護管が派遣され、彼ら自身の死あるいは帰郷について確実に知られるまで、害されず平穏である続けるよう定める。そして、これに反することを敢えてする者があれば、教会の譴責によって検束されねばならない。もし、聖地に赴こうとする者の中で、誓約によって利子を支払うよう義務付けられている者があれば、その債権者は彼らをその誓約から解放し、利子の取り立てを停止するよう、同じ判決（破門）により咎められるよう命ずる。そして、もし利子を払うよう強要する債権者があれば、我々は同じ譴責（破門）をもって払い戻すよう強制されることを命ずる。そして、ユダヤ人は、世俗権力の手段の行使によって、（受け取った）利子を返還するよう強制されることを命ずる。そして、（受け取った）利子が返還されるまで、いかなるものであれ彼らとの交流（交易）は、破門の判決の脅威の下で全てのキリスト教徒により拒否される。世俗の諸侯たちは、目下の所ユダヤ人に借金を返済できない者たちに対して、彼らが旅を開始してからその死もしくは帰還が確かに確認されるまで、利子という不利益が生じないために、猶予が与えられるよう配慮すべし。すなわち、もしユダヤ人は、その間（債権者の不在時）に担保から収益を得るの

であれば、必要な分だけを差し引くという形で勘定すべし。支払いは延期されるが、債務が消滅するというのではなく、かくのごとき利益は多くの損失を意味するわけではないので。さらに、十字の印を付けし者およびその家族に正義を与えることを怠る教会の高位者があれば、その者は厳しく罰せられるであろうことを知るべし。

加えて、海賊たちはかの地を往来する者たちを捕らえたり、彼らから略奪したりすることによって聖地への援助を大いに阻害しているので、アナテマの脅威の下に売買契約などで意図的に彼らと交流しないように禁じ、都市およびその領域の指導者にはかくのごとき不正行為から彼らを呼び戻し御するよう導きつつ、彼らの加担者や擁護者を破門の輓に結ぶ。また、不正なる者たちを動揺させないよう欲することは、彼らを愛護することに他ならないので、そして、明白な悪行に抵抗することを止める者が密かに彼らの仲間となるという疑念にはことかかないので、教会の高位者がその領民と所領に教会の厳格さを行使するように、我々は欲し命ずる。加えて、キリスト自身やキリストの民に反し、サラセン人に武器・鉄・船を造るための木材を運ぶ、偽りなるかつ不敬なるキリスト教徒を破門し、アナテマの下に置く。また、サラセン人に船を売る者たち、彼らの海賊船で舵を取ったり漕ぎ手になったりする者たちや、誰であれ彼らに聖地の損害になるような助言や助力を与える者たちは、その財産の没収により罰せられ、その捕獲者の奴隷となるべきであることを承認する。日曜日および祝日に全ての海岸都市で、この取り決めが新たに提示されるよう命じ、また、もし、彼らの得たかくも忌むべき財産およびそれに見合う分の彼ら自身の財産を、聖地への援助のために差し出さないのであれば、かくのような者達にはキリストの愛情は開かれなからうし、結果としてその罪に見合う罰則によって罰せられるであろう。また、もしかくのごとき者たちが代償を支払うのでなければ、かくのごとき犯罪は他の方法で罰せられなければならない。そうすることにより、他の者たちが同様の略奪行為を敢えて行うことを妨げるために。さらに、アナテマの下、我々は全てのキリスト教徒に、今後4年間、東方に住むサラセン人の土地に船を送ったり航海したりすることを禁ずる。こうすることによって、多くの船が聖地の救助へ行くことを望む者たちのために準備されることとなろうし、日常的にサラセン人がこの交易から受け取っていた多くの利益を吸い上げることができるために。

様々な会議において、確かな罰則の下、トーナメントは一般的に禁じられているが、少なくとも現在においてそれにより十字の職務が妨げられているので、我々は、今後3年間、破門の罰則の下、それを厳格に禁ずる。この職務を遂行するためには、キリストの民の諸侯たちが互いに平和を守ることが最も必要とされるので、聖なる普遍会議に従い、我々は次のように定める。少なくとも今後4年間、教会の高位者によって、不和は不断の平和へと戻され、確かな休戦が不可侵のものとして遵守されるように。この命令を嘲る者たちは、もし彼らがなした悪徳が非常に重く、上記の平和を享受すべきでない場合には、個人においては破門、その所領においては聖務停止により、断固として咎められる。そして、もし教会の決定事項を軽んじる者があれば、十字架に架けられし者の

職務を妨げる者として、教会の権威により、世俗の権力が彼らに対して導入されることを当然の報いとして恐れることとなるであろう。

以上のことより、全能の神の慈悲と聖なる使徒ペテロとパウロの権威を信じ、身に余るかもしれないが、神が我々にお与えて下さっている（物事を）束ねたり緩めたりすることのできる権限により、（この職務に）自身の身をもってあるいは自身の出費で服する者すべてててに対し、その者たちが心から改悔しその口で告白したところの罪に完全なる赦しを認め、正義の報酬として彼らに永遠の魂の救済が付け加わることを約束する。また、自身ではそこに行かないが、せめてその財力に応じた出費で適切な人力を送る者たちに対し、同様に他者の出費によってはあるが自身で行く者たちに対し、我々はその罪の完全なる赦しを承認する。かくのごとく贖宥について、その助力の質と献身の深さに応じ、聖地への援助のためその財から適切な額を送らんとする全ての者たちや、有益な助言や助力を差し出す者たちは、参加者たること（参加者と同等であること）を欲しかつ認める。この共同の職務に敬虔なる全ての者たちに対し、彼らが相応に魂の救済を得るよう、普遍会議はその祝福の恩恵を分け与える。[段落分け、段落番号の付記は筆者による。以下、同じ。]

ただし、ここには狭義の神の平和は見られず、トーナメントの禁止および神の休戦に限定された言及である。聖地の回復を究極の目的とし、神の休戦はその前提条件という形で明確に融合されたのであるが、神の平和は教皇の言説の中から完全にその姿を消したのである。むしろここに目立つのは、十字軍を実行するための資金調達の問題であるが、その背景に第4回十字軍の記憶があるのは容易に理解されよう。<sup>(26)</sup>

## (2) 第1回リヨン普遍教会会議 (1245年6月26日～7月17日)

この会議の教皇インノケンティウス4世の主目的が、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の問題であったことは言うまでもなからう。皇帝の廃位問題について、話し合いが持たれたのは会議最終日であったが、決議録では冒頭に「勅令」Bullaという形で皇帝の廃位が宣言される。廃位の理由について、教皇が繰り返し主張するのは、皇帝が平和を乱す者であったことである。ただし、ここで言う平和とは、「神の聖なる教会および遍く全キリストの民の平穏と平和」*tranquillitas et pax ecclesiae sanctae Dei ac generaliter cuncto populo christiano* のことでありであり、さらに「かつて教会と皇帝の間に打ち立てられた平和」*pax quondam inter ecclesiam et imperium reformata* のことである。すなわち、ここで述べられているのは、あくまでも教会の平和についてである。なお、この勅書では、次のように皇帝とムスリムの関係を批難する文言が見られる。

---

<sup>(26)</sup> この点については、*Post miserabile* および *Quia maior* との比較より明らかである。

(皇帝フリードリヒ2世の廃位に関する勅書) […] 加えて、フリードリヒはサラセン人と忌むべき友情により結び付いており、幾度も使節や贈り物を彼らに送り、そのお返しに彼らから栄誉と歓迎(の意)をもって(使節や贈り物を)受け取り、彼らの儀礼を好み、日常において公然と彼らを自らの、そして彼らの慣習に従い、国王の家系より下り来た妻たちの身の周りに従者として置き、さらにそれが真実であると言われているように、臆面もなく自ら去勢させた宦官を警備として置いているのである。そして、忌まわしいことに、かつて海のあなた(聖地)にいた時、ある和解、否むしろ実際にはスルタンとの共謀をなし、主の神殿において昼夜公然とムハンマドの名が叫ばれるのを許したのである。そして最近、パピロニア(カイロ)のスルタンがその仲間とともに聖地およびそこに居住するキリスト教徒たちに大きな損害と計り知れない暴力をもたらした後に、人口に膾炙するように、シチリア王国にて、スルタンの尊大さに対する賛辞をもってそのスルタンの使節を恭しく迎えさせ、贅沢にもてなさせたのである。また、信心深き者たちに対するために、他の有害で恐るべき異教徒の従者を利用し、悪意をもって教皇を軽んじて教会から離れていった者たちと婚姻や友愛で結び付かんと思索し、とりわけローマ教会に献身的であった名声高きバイエルン公ルードヴィヒを、確かに言われているように、キリスト教信仰への軽蔑からアサシンにより殺害させんとし、そして神と教会の敵であり、信徒たちの共通の見解により、その援助者・助言者・庇護者ととも破門によって(教会から)厳格に切り離されてるパタティウス(ギリシア人皇帝ヨハンネス3世ヴァタゼス)に、自身の娘を妻として委ねたのである。

この行は、あくまでも皇帝が異端者であることを導くための論理的道具に過ぎない。かつ、その言説は十字軍との結び付きを見せない。

さて、この勅令の後に諸条項が現れるが、それは全27コンスティトゥティーオーで構成され、かつ大きく2部に分けられている。十字軍に関する条項が現れるのは、後半の5つの条項からなる第2部においてである。第-1コンスティトゥティーオーで徴利について規定された後、ラテン帝国に対する援助の条項が現れる。

(第-2コンスティトゥティーオー：コンスタンチノーブルの帝国への援助について)

我々は困難な十字の職務により忙殺され、様々な物事に悩まされているのではあるが、我々の思慮は、注意の目をもって配慮すべき物事の中で、コンスタンチノーブル帝国の解放に注意の眼差しを向け、それを燃えさかる希望でもって求め、そのことについて義務的決心でもって取扱い、そしてそのために教皇庁は大いに入念なる努力および多くの救助策でもって熱心に事を運んできたのではあるが、また、長らくカトリックの信徒たちは重き労苦、負担となる出費、心痛なる汗、涙を流すべき流血をもってして取り組んできたのではあるが、かくのごとくの援助の手は、(キリスト教徒の)罪深さという阻害要因により、件の帝国を敵の軛から解き放つことはできず、従って我々は至当に悲し

みにより心掻き乱されているのである。教会の身体は、その一部を欠くこと、すなわち件の帝国の欠亡により不名誉なる恥辱という汚点に陥り、無力なる苦しみという損失に堪え忍び、(そしてそれは) 相応に我々および件の教会の怠惰さに帰することができ、もし(帝国が) 信徒たちの賛同(助力) から見捨てられてしまうと、自由に敵に攻撃されるがままに見捨てられてしまうことになるので、我々は、確固たる意図により、件の帝国を効果的かつ迅速なる援助をもって救助するよう公言する。その結果として、教会は熱心にその援助へと立ち上がり、救いの手を差し出すこととなり、件の帝国は敵の支配から救い出されうるのであろうし、主の導きにより同じ団体の統一(東西教会の統一)へと引き戻されうるのであろうし、敵を打ち砕く槌の後に(『エレミア』23-29)、母なる教会の癒しの手を感じるであろうし、誤りの主張という迷妄の後に、カトリックの信仰を持つことによってその姿を回復するであろう。件の帝国の解放のためには、教会の高位者やその他の教会人が注意深くかつ熱心たること、そして助力と労力を提供することがより至当であり、そうすればそうするほどより彼らは、主として件の帝国の解放によって生ずる、信仰および教会の解放の(範囲の)拡大への配慮に結び付けられるのである。ことに、上述の帝国が救助されると、その結果としてその援助が聖地へと役立てられることとなるので。

全く、件の帝国の援助が迅速かつ有効であるために、会議での全会一致の承認により、次のように定める。権威ある者たち、高名なる者たち、教会の聖職禄、そして一つであろうと複数であろうと、自身そこに少なくとも6ヶ月の間居住していない教会における聖職禄(ただし、我々や我々の同輩(枢機卿)やその高位者に仕える者たち、巡礼中であるか学校で教育を受けている最中か、その(教皇の?)命で自身の教会の職務に従事しているか、かの地(聖地)のために十字の印を受け取った、もしくは受け取らんとするか、あるいは自身でかの帝国の援助へと旅立たとする者たちを除く)の全収入の半分が、そしてもし彼らの内で、十字の印を付けられし者たちや出立せんとする者たちを除き、教会の収入から1000銀マルク以上を受け取っている者があれば、毎年その収入の3分の1が、丸3年間、件の帝国の援助のために、そこに教皇庁の先慮によって任ぜられた者たちにより集められるべきであり、いかなるものであれ教会の慣習、条例、あるいはその教会もしくは個人に対して教皇庁より与えられ、宣誓やその他の確認作業により承認された特権により、(それは)妨げられるべきではない。そして、もしこのことに関して意図的に欺瞞の罪を犯す者があれば、破門の判決に陥ることとなる。

我々自身、ローマ教会の収入から、まずそこから差し引いた10分の1を件の地(聖地)の援助に割り当て、また10分の1を件の帝国の援助へと確かに割り当てる。さらに、その援助を帝国が受け取る際に、件の帝国の解放のために努力がなされると同時に、最大限の助力が件の地(聖地)へと差し出されているのであり、その回復のためにことさら向けられるのである。いやしくも我々に物事を緩めたり解くことにできる権限をお与え下さっている全能の神の憐憫と、聖なる使徒ペテロとパウロの権威により信頼され

ているので、件の帝国に援助を差し出す全ての者たちに対し、その罪の赦しを認め、件の地（聖地）に援助を差し出す者たちに与えられる特権や免除を彼らが享受するよう、我々は欲する。

ここでは、ラテン帝国への援助と聖地十字軍との連動性および同質性が述べられているが、平和との関連性を見ることはできない。

それに続く第 3 コンスティトゥティオーは、十字軍のための資金調達マニュアルともいえよう。

（第 3 コンスティトゥティオー：その手に委ねられた民に対する高位聖職者の訓告について）神の子がその血を撒き散らすことにより浄められた地を回復するために、古来より全世界の教会の子たちが、数え切れない出費のみならず計り知れない血を流したことは、その祖国で永遠に重んじられており、異教徒がキリスト教徒に対して戦っている海のあなたで起こった出来事から、かくのごときことについて我々は思い計るのである。まことに、教皇庁では件の地の回復についての共通の願いが、慈悲深き神により迅速に達せられるよう最大限の祈禱がなされているので、相応に以下のように先慮する。神の愛護を得るために、この職務について我々の書簡でもってあなたがた（高位聖職者）が鼓舞されるように。従って、あなたがた全てに、主なるイエス・キリストの命の下、次のように懇願する。各自、その配慮に委ねられた信仰深き民たちに対して、その説教の中で、あるいは彼らに贖罪を課す際に、敬虔なる忠告により、今後に備えて作成するであろう遺言書でその遺産の幾分かを罪の赦しのために聖地もしくはロマーニアの帝国（ラテン帝国）の援助へと遣すよう、その心を動かすように。あなたがたは、これに関して認められた特権というものが便宜のよいものであることを理解しているであろうが、十字に架けられし者への畏敬の念から、かくのごとき援助のため金銭という形で与えられた物は、あなたがた各自の印璽の下で確かな場所に誠実に守られ、他の形で遣された物は正しく記録に留められるよう、あなたがたは注意深く目を凝らすべきである。そして、唯一の目的として神のためであることが求められ、信徒たちの救済が配慮されるべきこの敬虔なる職務に対して、あなたがたの誠実さが明白なる情愛を伴うように。その結果として、あなたがたは天上の裁きから栄光の恩典を保証されることを期待できるであろう。

続く第 4 コンスティトゥティオーは、タルタル人（モンゴル人）についてである。確かにモンゴル人もキリスト教世界にとっては異教徒ではあるが、この条項から十字軍との関係を読み取ることはおよそできない。そして、最後に登場するのが、十字軍勅令 *Afflicti corde* である。この勅令は、概ね *Ad liberandam* と同じであるが、もちろん相違点、挿入や削除も見られる。以下の引用においては、相違点・挿入された箇所を網がけで、削除さ

れた点箇所を取消線で記してみる。

(第 5 コンスティトゥティオー：十字軍について (*Afflicti corde*)) 嘆くべき聖地の危機のため、ことに聖地に居住する信徒たちに最近起こった出来事のために心から打ち砕かれた我々は、慈悲深き神により不敬なる者たちの手から聖地を解放するために、聖なる会議の承認によって以下のように確定する。全ての情愛授かりし者たちを鼓舞し、十字の印を付けられし者たちが自身の準備を整えるために、そして適時説教師や我々からの特使によって全ての信徒たちに周知徹底されるために、海を渡る準備を整えた全ての者たちはこのことのための適当な場所に集まり、神と使徒の祝福とともに聖地の援助へと進むように。彼らが神の畏怖と愛情を絶えずその眼前に持ち、神の尊厳を傷つける言動をせぬように、付属聖職者であれ高位聖職者であれ、キリスト教徒の軍勢に加わらんとする司祭およびその他の聖職者たちは、彼らに言葉や例示によって教え、誠実に祈りと説教に精を出すべし。そして、もしこれまでに彼ら(十字軍士)が罪に陥っているのであれば、心身共に控え、衣食の礼節を守り、不和や妬みを完全に抑え、自ら怨恨と嫉妬の心を完全に遠ざけ、その結果として、彼らは信仰の敵に対して、自身の力への自惚れによってではなく神の力を望むことによって、精神的および肉体的武器により守られ、恐れることなく戦うことができるようにするために、真の贖罪を通じてすぐに彼らを更正すべし。高貴なる者たち、軍事に長けた者たち、富める全ての者たちは、教会の高位者の敬虔なる忠告により導かれるべきである。そのために受け取ったところの十字に架けられし者に目を向けつつ、無益な余剰の出費、とりわけ食事や宴会における出費を自制し、その出費を、それを通じて神の職務が成功しうるところの彼ら(十字軍士)への援助へと変えるように。その結果として彼ら(支出者)には、高位者自身の配慮に従って、その罪の赦しが与えられるであろう。これらの聖職者たちには、たとえその者が教会内で生活を送る者(修道士)であったとしても、3年間完全にその特権を享受できるよう許可し、そしてもし必要であるならば、同じ期間、(その職務を)同輩に委ねることができるよう特別の許可を与える。

従って、この聖なる計略が妨害されたり遅延されたりしないよう、全ての教会の高位者に、各々の管轄区において各人、十字の印を再び受け取ることを拒否した者に対してばかりでなく、他の十字を印付けられし者たち、および今なお印付けられている者たちに対して、主へのその宣誓を貫徹するように誠実に忠告しそして説得するよう命ずる。もし必要とあれば、個人においては破門、その所領においては聖務停止という判決によって、いかなる拒絶・躊躇も起こらぬよう強制すべし。ただし、教皇庁が先慮しているように、かくのごとき阻害について、その宣誓を正しく(金銭によって)代償するか、あるいは正当な理由をもって延期せざるをえない者たちは除くこととする。イエス・キリストの職務に抵触するこれらのことにおいて、それに関わる者たちに看過されることのないように、以下のように欲しかつ命ずる。総大司教・大司教・司教・修道院長および他の魂の癒やしに関与する者たちは、彼らの癒やしに委ねられた人々に勤勉に十字を

説教するように。そして、国王・公・諸侯・辺境伯・伯・貴族および他の有力者や都市・村・町の共同体に、唯一真実で永遠なる神である父と子と聖霊を通じて祈願しつつ、自身で聖地救助に向かえない者たちは、その財力に応じて、その罪の許しのため、3年間の必要な出費と共に、十分な数の戦士を送り出すよう嘆願するように。このことは既に全土へと送付した勅書にて示されているが、より確実にするためにここにまた示されているのである。かくのごとき罪の赦しにより、適切な船を供給する者たちのみならず、この職務のため労を惜しまず船を造る者たちが参与することを欲するのである。しかし、万が一にも我々の主たる神に対する忘恩から参加を拒む者たちがあれば、その者たちに対して、使徒の名の下に次のことを厳格に示しておく。彼らは最後の審判の日に畏敬すべき審判者の眼前でこの件について我々に答えることになるであろうことを知るべし。もし、彼らが彼らの罪のために磔にされたキリストに、これまでそうであったような適切なやり方で奉仕するのを拒むのであれば、彼らは「父がすべてのものをその手にお与え下さった」（『ヨハネ』13:3）神の一人子イエス・キリストの前で、いかに良心的に、いかに安全に告白することができるのか、ということをも第一に考慮に入れるべし。その恩恵によってこそ彼らは生を受けるのであり、彼の保護によってこそ彼らは生を続けるのであり、彼の血によってこそ彼らは清められているのである。

我々が、有言不実行の人のように自分自身の指を使っては動かしたくない重荷を他人の肩にのしかけているとは思われぬよう、以下のことを知らしめねばならない。我々は必要以上かつ通常の出費を超えた額をすでに蓄えており、この職務に対して30,000シブラを与えることを、加えて都市（ローマ）やその近郊からの十字の印を付けられし者たちに船を与えることを、さらにその船に対して、信心深き者たちの施しから我々の手に残った3,000銀マルクを割り当てることを、これらの施しの残りは、信頼できるやり方で、聖地の必要と有益のために、幸福なる記憶の中にある修道院長たるエルサレム総大司教、およびテンプル騎士修道会長と聖ヨハネ騎士修道会長の手により正しく分配されたことを。また他の教会の高位者およびすべての聖職者が報酬と特権の点で参加者と協力者を持つよう希うと同時に、会議における全会一致の承認により、我々は以下のように定める。付属聖職者であれ高位聖職者であれ全ての聖職者は、教皇庁の先慮によって委託された者の手により、今後3年間その教会収入の20分の1を聖地の援助へと回すように。ただし、正当に件の税から免除されている教会人や、十字の印を受け取った、あるいは受け取るであろう者で、自身で旅立つ者は例外とする。一方で、我々と我々の同輩者たる聖なるローマ教会の枢機卿たちは、完全に10分の1（税）を払うつもりである。また、全ての者たちは、各自身このことを忠実に遵守するために、破門の判決の下に義務付けられていることを知るべし。従って、この問題に関して、故意に欺瞞を働く者たちは破門の判決に陥ることとなる。（            は、*Ad liberandam* とほぼ同じ。）

第6段落に変更はないので、神の休戦と十字軍との関係は、*Ad liberandam* と同じである。

*Ad liberandam* との違いは、資金調達範囲を広げた点、および教皇庁からの出費を抑えた点である。十字軍にかかる戦費の問題が、より深刻なものとして受け止められた結果であろう。

### (3) 第 2 回リヨン普遍教会会議 (1274 年 5 月 7 日 ~ 7 月 17 日)

教皇グレゴリウス 10 世によって召集・開催されたこの会議の主題は、周知のように、東西教会の統一問題および聖地十字軍の問題であった。第 1 回コンスティトゥティオーには、早速十字軍勅令 *Zelus fidei* が現れる。概して十字軍研究者の間では、最も完成度の高いものとして評価を与えられる勅令である。では、その内容を見てみよう。

(第 1 回コンスティトゥティオー：十字軍について (*Zelus fidei*)) [1a] 信仰への情熱、献身への炎、憐憫への敬虔さは、信心深き心を掻き立てねばならない。その贖い主への侮辱により心奥にまで悲しみに触れられている、キリスト教徒の名の下に荣誉ある全ての者たちが、力強かつ明瞭に、聖地の防衛のため、そして神への援助のためへと立ち上がるために。真の信仰の心に充たされ、敬虔なる知性で、我々の救世主が聖地において人類にもたらした素晴らしき恩寵について熟考する者たちは、献身と愛情で燃え上がり、主の遺産の一部であるかの聖地について、身体之最奥と全精神から、情愛をもって同情しないであろうか？その心は、我々の創造主により件の地で与えられたかくも多くの愛情について考えることから、聖地に対する愛情で和まないであろうか？否、ああ悲しきかな！そこで我々の救済がなされるように主の欲した、そしてその死と引き替えに人々を贖うためにその血で浄化したかの地は、キリストの名にとって最も不敬なる敵、(神への) 冒渎者、不信心なるサラセン人によって、大胆にも蹂躪され、久しく占領され、理由なくして保持され、不敬にも略奪されているのである。そこでは残酷にもキリスト教徒たちが殺害されており、それは創造主への大いなる侮辱であり、カトリックの信仰を名乗る全ての者たちにとっての不正と悲しみなのである。(サラセン人は)「キリスト教徒たちの神はどこにいる？」と大いなる侮辱をもって罵り、キリスト教徒たちを嘲っているのである。こういったこと、および魂では十分に理解できず、言葉では十分に述べるできない他のことは、我々の心を熱くし、魂を掻き立てるので、海のあなたでのかくのごとくの情報を耳にするばかりでなく「その目で見て、その手で触る」(『一ヨハネ』、1:1) 我々は、最大限の努力でもって十字に架けられし者への不正に打ち勝つために立ち上がるのであり、彼に対する信仰への情熱と献身によりさらに増す我々の援助により、それを実行するのである。そして、件の地の解放は、カトリックの信仰を公言する全ての者たちの心を捉えるべきであるので、教会の高位者、国王、諸侯や他の思慮深き者たちとともにそこで熟考し、キリストの下に件の地の解放が達成され、傲慢な強情さで何とかして縫い目のない主のチュニクを切り裂かんとし、教皇庁に対する献身と恭順からその身を遠ざけんとするギリシア人たちが教会の統一へと引き戻され、罪

に突き動かされた大いに恥ずべき聖職者や人々（俗人）の慣習を改革し、これら全てのことに於いて、何も不可能なことがない者たちに我々の行動と助言へと目を向けるようにし、その者が望むのであれば、困難なことは容易なものとし、凹凸のあるものはその力により平らなものとし、曲がったものは真っ直ぐなものへと正すことができるようにするために、我々は会議の召集を命じたのである。まことに、上述のことが直ちに効果あるものへと導かれうるために、この会議へと集まるように我々が導いた者たちに襲いかかる戦乱の危険性および旅の労苦に配慮しつつ、我々および我々の同輩たちは、労を惜しむ者ではなく自ら労をなす者であるので、他の者たちにも休息の時間を与えるために、会議を召集するのにより労力と出費が少なく適していると信ずるリヨンの町へと、我々の同輩および教皇庁の者たちとともに、様々な危険、様々な災いや多くの苦難に患わされつつ進んだのである。そしてそこで、自分自身であろうが適任の代理人であろうが、件の会議に召集された全ての者たちが一堂に会し、我々は彼らとともに件の地（聖地）への援助について密に熟考し、そして当然のこととして、救世主への不正に対する復讐に燃えた彼らは、件の地の援助のための最善の方策を考え、助言と思慮を与えてくれたのである。

[1b] 彼らの助言に耳を傾けた後、件の地の解放について示された彼らの願望と称賛すべき情愛を、我々は正しく推奨する。しかし、我々がその指では動かしたくない重くて運ぶことのできない荷物を他人の肩に置いておられると思われぬよう、我々自身から行動を起こす。すなわち、その恵みにより我々が生き、その恩寵により我々が支えられており、そればかりかその血で我々が贖われているところの神の一人子イエス・キリストから授かった我々の所有する全ての物を公示し、我々と聖なるローマ教会の同輩たる枢機卿は、完全に今後6年間、我々の教会の全ての収入・収益・収穫から、件の地の援助のために10分の1を支出し、そしてこの聖なる会議の承認により、以下のように定め命ずる。次の聖なる洗礼者ヨハネの誕生祭から始まり続く6年間、権威ある者であろうと、その卓越さ・状態・地位・宗教的状态・宗教的地位に関わらず、全ての教会人により、毎年その教会の全ての収入・収益・収穫から、完全かついかなる減額もなく、その10分の1が次に記す期日、すなわち、半分を主の誕生祭に、そして残り半分を聖なる洗礼者ヨハネの祝日に支払われるように。（その際）彼らおよびその教会に対して、どのような言葉の形態であれ表現であれその下に承認された特権や免除特権が、引き合いに出されることを我々は望まない。ただし、これまで我々が承認した件については、それを完全に更新する。（さて）この職務を実行する者のために、彼自身およびその聖人、とりわけこの点および他の点で我々がその取りなしを必要とするところの榮譽ある聖処女への当然の畏敬がより注意深く守られるために、またかの地への援助がより十分なものであるために、冒瀆者に対する我々の先人たる幸福なる記憶の教皇グレゴリウス（9世）の定めたものと同じものが、侵害されることなく遵守されるよう我々は命ずる。そして、その条項にあるように、金銭罰は、冒瀆がなされた在地の権力を通じて、そしてそこで

世俗の裁判権を行使する他の者を通じて、そしてもし必要ならば（在地の）司教もしくは他の地の司教を通じて強制的かつ合理的に引き渡されるよう整備され、件の援助の集金係によりその援助へと向けられるよう配分されねばならない。加えて、司教の職務として、もしくは告解を聴く特権を持つ聴罪師に、次のよう厳格に命ずる。その者に告解をなす者に対し、件の罰金について、完全なる罪の許しとしてかの地へ差し出すよう勧告かつ命じ、また告解をなす者を、その遺言状において、その財力に応じて幾分かを聖地の援助へと遺すという最良の行為へと導くように。また、各々の教会に三つの鍵で封をされた空の箱を置くように命ずる。一つめの鍵は司教が持ち、二つめの鍵は教会の司祭が持ち、三つめの鍵はある信仰深き俗人が保管するように。そしてその中に、誰であれ信徒は、主がその心に息吹くことにより、その罪の赦しのために施しを置くよう告知知らされ、そしてその教会では週に一度司祭が人々に告げた決まった日に、かくのごとき罪の赦しのために、とりわけ施しを差し出した者のために、ミサが公然と詠まれなければならない。これに加えて、聖地がより十分に援助されるために、忠告と勧奨をもって、国王・諸侯・辺境伯・伯・貴族・有力者・支配者・誰であれその他の領主に、その裁判権に属する領地において、その地の慣習と状況に応じて各信徒に1デナリウス・トゥール貨もしくは1スターリングを、あるいはその他（の貨幣で）僅かな額を、負担にならない程度に、罪の赦しのため課し、聖地の悲惨な状況への同情から誰も言い逃れはできないように、また誰も援助（の差し出し）から振り捨てられないように、そして誰も報酬（の享受）から閉め出されないように、各年、件の地への援助のために支払うよう命ずるように、奨励し勧告する。また、件の地への援助について用心深く命ぜられたことが、誰かの欺瞞・悪意・奸智によって妨げられることがないように、直接にせよ間接にせよ、公然とであれ秘密裏にであれ、上に述べたような件の地への援助のために10分の1（の徴収）に対して故意に妨害をなす者は誰であれ、破門されアナテマの下に置かれるものとする。

[1c] 加えて、海賊たちはかの地を往来する者たちを捕らえたり、彼らから略奪したりすることによって聖地への援助を大いに阻害しているため、アナテマの脅威の下に売買契約などで意図的に彼らと交流しないように禁ずる。そして、都市およびその領域の指導者にはかくのごとき不正行為から彼らを呼び戻し御するよう導きつつ、彼らの加担者や擁護者を破門の輓に結び付ける。また、不正なる者たちを動揺させないよう欲することは、彼らを愛護することに他ならないので、そして、明白な悪行に抵抗することを止める者が密かに彼らの仲間となるという疑念にはことかかないので、教会の高位者がその領民と所領に教会の厳格さを行使するように、我々は欲し命ずる。加えて、キリスト自身やキリストの民に反し、サラセン人にキリスト教徒を攻撃するための武器・鉄や、ガレー船などの船を造るための木材を運ぶ、偽りなるかつ不敬なるキリスト教徒を破門し、アナテマの下に置くこととする。また、サラセン人に船を売る者たち、彼らの海賊船で舵を取ったり漕ぎ手になったりする者たちや、誰であれ彼らにキリスト教徒の、と

りわけ聖地の損害になるような助言や助力を与える者たちは、その財産の没収により罰せられ、その捕獲者の奴隷となるべきであることを承認する。日曜日および祝日に全ての海岸都市で、この取り決めが新たに公に提示されるよう命じ、また、もし、彼らの得たかくも忌むべき財産およびそれに見合う分の彼ら自身の財産を、聖地への援助のために差し出さないのであれば、かくのような者たちにはキリストの愛情は開かれないであろうし、結果としてその罪に見合う罰則によって罰せられるであろう。また、もしかくのごとき者たちが代償を支払うのでなければ、かくのごとき犯罪は他の方法で罰せられなければならない。そうすることにより、他の者たちが同様の略奪 行為を敢えて行うことを妨げるために。さらに、アナテマの下、我々はすべてのキリスト教徒に、今後 6 年間、東方に住むサラセン人の土地に船を送ったり航海したりすることを禁ずる。こうすることによって、多くの船が聖地の救助へ行くことを望む者たちのために準備されることとなろうし、日常的にサラセン人がこの交易から受け取っていた多くの利益を吸い上げることができるために。

様々な会議において、確かな罰則の下、トーナメントは一般的に禁じられているが、少なくとも現在においてそれにより十字の職務が妨げられているので、我々は、今後 3 年間、破門の罰則の下、それを厳格に禁ずる。この職務を遂行するためには、キリストの民の諸侯たちが互いに平和を守ることが最も必要とされるので、聖なる普遍会議に従い、我々は次のように定める。少なくとも今後 6 年間、教会の高位者によって、不和は不断の協調・平和へと戻され、確かな休戦が不可侵のものとして遵守されるように。この命令を嘲る者たちは、もし彼らがなした悪徳が非常に重く、上記の平和を享受すべきでない場合には、個人においては破門、その所領においては聖務停止により、断固として咎められる。そして、もし教会の決定事項を軽んじる者があれば、十字架に架けられし者の職務を妨げる者として、教会の權威により、世俗の権力が彼らに対して導入されることを当然の報いとして恐れることとなるであろう。

以上より、全能の神の慈悲と聖なる使徒ペテロとパウロの權威を信じ、身に余るかもしれないが、神が我々にお与えて下さっている（物事を）束ねたり緩めたりすることのできる権限により、（この職務に）自身の身をもってあるいは自身の出費で服する者すべてててに対し、その者たちが誠実に心から改悛しその口で告白したところの罪に完全なる赦しを認め、正義の報酬として彼らに永遠の魂の救済が付け加わることを約束する。また、自身ではそこに行かないが、せめてその財力に応じた出費で、適切な人力を送る者たちに対し、同様に他者の出費によってではあるが自身で行く者たちに対し、我々はその罪の完全なる赦しを承認する。かくのごとく贖宥について、その助力の質と献身の深さに応じ、聖地への援助のためその財から適切な額を送らんとする全ての者たちや、有益な助言や助力を差し出す者たち、および聖地の援助のために適切な船を提供する者たちやこの職務のために懸命に船を造る者たちは、参加者たること（参加者と同等であること）を欲しかつ認める。この共同の職務に敬虔なる全ての者たちに対し、彼らが相応に

魂の救済を得るよう、聖なる普遍会議はその祈りと祝福の恩恵を分け与える。

[1d] 我々にではなく神に我々は栄光と榮譽を与えるのであり、かくも聖なる会議に総大司教・大主教・大司教・司教・大修道院長・修道院長・司祭長・助祭長・他の教会の高位者たちが、自らあるいは適任の代理人という形で、また教会の参事会・(宗教的) 団体・修道院の代理人が、我々の召集の書状により多く集まったことについて、神に感謝の意を表するのである。確かに、かのような職務への幸福なる追求にとって、彼らの助言は有益なものであり、彼らの、言わば敬愛すべき息子たちの参席に我々は喜び、多かれ少なかれ霊的な悦びに我々は感じさせられたのではあるが、しかし、その多くに対して、その数の多さがもたらした様々な不都合ゆえに、これ以上の過度の混乱が長く参加者たちを圧迫しないようにするために、そして彼らがその教会に不在であることが有害たりえないようにするために、ある慎重なる愛情に揺り動かされ、そして我々の同輩の助言により、このことについて以下のように有効に配慮するよう決定した。参加者たちの負担を除去すると同時に、熱き魂と飽くなき配慮でもって継続しているこの職務の追求から決して遠ざかることのないように。従って、特別に名指して我々によって召集された全ての総大司教・大主教・大司教・司教・大修道院長・修道院長は残るよう、我々は決定した。すなわち、会議が終了する前に、我々の特別な許可なくして立ち去らないようにと。その他の司教職にはない大修道院長や修道院長、特別に名指して我々によって召集されていない大修道院長や修道院長、また聖堂参事会長・司祭長・助祭長・他の教会の高位者、および高位者・参事会・(宗教的) 団体・修道院の代理人に対しては立ち去るよう、神と我々の祝福により慈悲深く許可を与えた。そして、かくのごとく立ち去った全ての者に、まず始めに、以下に記すように、我々の命やこの我々の会議の条項、およびこれから神の權威により条項となるであろうものを受け取るために、十分な数の代理人を残すように命じた。全ての者、すなわち、フランス王国からは4人、イングランド王国からは4人、スコットランド王国からは1人、シチリア王国からは2人、ロンバルディアから2人、トスカナから1人、教皇領から1人、ノルウェー王国から1人、スウェーデン王国2人、ハンガリー王国から1人、ダキア王国から1人、ボヘミア王国から1人、ポーランド公領から1人の十分な代理人を残していった。加えて、我々の下に、若干の大司教・司教・他の高位者が、会議に集まるよう我々が命じた際に、その領民に際限のない援助を要求し、彼らから多くの物を奪い取り、彼らに重税を課しているとの情報が届いた。その内、ある者は領民に多くを要求しているにも関わらず、会議には訪れていないのである。しかしながら、会議へとやって来る高位者がよき恭順と領民の負担とを結び付けることは我々の意図ではなかったし、今でもそうではないので、全て各々の高位者にしっかりと目を配りつつ、誰も会議にやって来る際に、その領民を税や税の取り立てで敢えて苦しめないように警告する。もし会議へとやって来ず、かつその領民にその便宜を要求する者があれば、その際に彼らから受け取った物を遅延なく返還するよう、我々は望みかつ厳格に命ずる。領民に過度の援助を要求し、領民に重き負

担を課す者は、どのような物であれ問題なきよう彼らに弁済するように配慮し、このことに関して、我々の権威により我々が賠償する必要のないように、我々の命を十全に遂行すべし。

*Ad liberandam* および *Afflicti corde* と比較してみると、[1b] において、教皇庁の金銭負担についての言明が復活していることが解る。また、第 23 コンスティトゥティオーでも教皇庁の財産は聖地のために使われる旨が記されており、十字軍にかかる費用に関する教皇庁への批難が小さくなかったことを窺わせる。ともかくも、十字軍にかかる戦費の問題がよりウェートを増していることは、[1b] 全体を通じてよく表れている。

続く [1c] は、*Ad liberandam* および *Afflicti corde* の 23 の相当する。削除されたのは、海賊予備軍の存在に関する行と、トーナメントの禁止に関する行である。逆に、挿入されたのは、船の提供者および造船者に対する特権付与についてである。トーナメントの禁止そのものは、いわゆる神の休戦には当たらないが、その行の削除は戦闘行為に関する俗人への干渉の度合いを弱めたことを意味する。一方で、特権付与の対象の拡大は、より十字軍を「総力戦」化することを目的としたことを意味する。この目的を達成するために付け加えられたと思われるのが、[1d] である。ここからは、一部聖職者の行為が十字軍運動の阻害要因になっていたことを示すが、[1b] と同様に、十字軍という最終目的のためには戦費の円滑な調達が絶対的条件となり、このような状況の中では、もはや教皇の言説において（神の）平和は不必要だったのである。

#### (4) ヴィエンヌ普遍教会会議 (1311 年 10 月 16 日 ~ 1312 年 5 月 6 日)

この会議が、フランス国王フィリップ 4 世の影響下で開催されたこと、およびテンプル騎士修道会の解体を宣言する勅令 *Bullae et scripta curiae Romanae de Templariorum ordine et Terrae sanctae negotio* で幕を開けたことは周知のことであろう。決議録は二部構成をなし、この勅令は第一部となる。なお、第二部は 38 の条項 *decretum* からなり、全てが教会・信仰・神学に関連する内容となっている。<sup>(27)</sup> さて、先の勅令は、会議終了後に発給された全 8 通の勅書からなる。そのタイトルが示す通り、勅令の随所にはテンプル騎士修道会の解体と聖地回復との因果関係について触れられているが、直接的に十字軍に関連するのは 5 番目の勅書 *Redemptor noster* である。以下、その内容を記すこととする。

( 5 *Redemptor noster* (1312.12.1.アヴィニョン)) 我々の贖い主、神の一人子イエス・キリストは、シオンの娘、すなわち聖地をかくも愛されたので、彼はそれを自身にとつ

---

<sup>(27)</sup> なお、第 24 デクレトゥムでは、ミッションのためにパリ・オックスフォード・ポローニャ・サラマンカ大学においてヘブライ語・アラビア語・カルデア語の教育がなされるべきであること、第 25 デクレトゥムでは、キリスト教徒の支配下にあるムスリムが公にその信仰を実践することの禁止が定められている。

ての遺産として、そして自身の財産としてお選びになり、それゆえに、自身で我々の肉体を身に纏われた彼は、その存在によりそれ（聖地）を飾り立てられ、そしてその尊き流血によって聖化されたのである。しかし、ああ悲しきかな、かくも光輝ある我々の贖い主の遺産が他者の手に渡り、迫害者たるバビロニア人の狂乱により混乱へと陥り、汚れた者の足で踏みにじられ、キリストの名に対する不敬なる敵である汚れたサラセン人の下劣な手で触られることで汚され、悲惨にも占領され続け、そこでキリスト教徒たちは恐ろしくも殺戮され、（それは）創造主に対する大いなる侮辱であり、全キリスト教に対する不正・悲しみであるが、その敵の忌むべき不潔さにより、そこでキリストの名は恐るべきほどに冒瀆されていることは、悲しむべきことであり、激しく嘆くべきことである。それゆえ、有害なる鞭によって打ち砕かれたこの悲しみの地は、それが受けている不寛容なる迫害に嘆き悲しんでおり、徐々に大きくなるその嘆きは、キリストの代理に呼びかけており、恥辱に傷つけられたその地はキリスト教徒の諸侯やカトリックの民衆に訴えており、また治癒者としての働きを期待する者たちにその傷を露わにし、救い主がそこで十字の受難を果たしたところの者たち救済のためにその解放を求めているのである。従って、これらのこと、および魂では十分に理解できず言葉では言い表せない他のことが我々の心へと届き、我々の精神を掻き立てているので、我々は、身に余ることではあるが、神の權威によって使徒の權威の座に呼ばれるや否や、件の地の悲しみの状態を敬虔なる配慮の目で見つつ、天の助力を伴うことで件の地が不敬なる敵の手から解放され、かくも多くの苦難の暗闇の後に願わしい平和という喜ばしい時が到来することのできるような治療法を考え出さんと努めているのである。

このこと、および他の敬虔なること、および神により受け入れられ、その全能なる力に突き動かされた職務のために、我々はヴィエンヌの町において普遍會議を召集した。そして間もなく、聖なるローマ教会の我々の同輩たる枢機卿・総大司教・大司教・司教およびその他の高位者、そしてキリストの下に敬愛すべき我々の息子たる輝かしきフランス国王フィリップとナヴァール国王ルイ — 彼ら自身、(この) 記憶すべき會議に参席したのである —、他の多くの卓越した者たち、参加することのできなかつた高位者・参事会・修道院・教会の代理人といった、會議に一堂に会した者たちとともに、件の地の職務の推進について、長く、奥深く、入念な議論を行い、最終的に件の會議の承認により、かの地は全体的進軍 *generale passagium* によって援助されるよう決定した。このことのために、我々は使徒の力の手を切なる努力をもって添えることを意図し、上述の全てのことを熟慮によって考慮し、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や他の騎士修道会に属する個人や所領を除く、全世界の教会の全ての収入・収益の10分の1を、去る1月から数えた今後6年間、教会の權威と聖なる會議の承認により、(支払うよう) 導く。それは、我々が適任であるとみなした信頼すべき者により保管され、期日までに集められ、件の地への援助へと支払われ、そしてカトリック信仰の敵や異教徒に対抗するための手段へと変えられるのである。

しかし、我々は最近、かくのごとき課税・徴収・10分の1税の支払いに関して、上述の今年の初めまでに届くようにあなた方に宛てた我々の書簡が届いておらず、またローマ教皇庁から遠隔であるがために短期間では都合良く届きえない、ということに注意深く考慮し、加えて、このことに関するあなた方の負担の軽減と便宜に寛大に配慮するよう好意を示し、あなた方の地域においては、上述の6年は来る10月1日から始められることを宣言する。それゆえに、あなた方全てに、使徒の書簡を通じて、厳格に恭順という価値にあなた方を導きつつ、注意深く請い、命じ、推奨する。上述のように、10分の1税の6年が、10月1日より始まる所では、上述の期日までに慣例に従って開始されるように。すなわち、件の6年の最初の年の半分は10月1日に始まり、その年の残りの半分はその次の4月1日に始まり、かくのごとく残りの5年間の各年は同様の期日で始まるのである。困難という障害のなきよう、誰であれあなた方は、その教会の収入・収益から、減額されることなく支払うように。もし、上述の10分の1税に関して、期日までに（支払いを）怠る者があれば、あなた方が誰であれ、あなた方自身あるいはあなた方によって適任であり信仰深いとみなされた者によって、あなた方の町や管区において集められるべき10分の1税を上記の期日までに支払わない者に対するのと同じ判決へと陥ることになるように我々は欲するのである。

加えて、あなた方は各々各自の町や管区において、あなた方の町や司教区に存在する、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や他の騎士修道会に属する管区長・修道院長・小修道院長・その他の者たち、およびその所領は唯一の例外として、親愛なる息子たる大修道院長・修道院長・司祭長・助祭長・聖堂参事会長・大司祭・他の教会の高位者・参事会・(宗教的) 団体・シトー・クリュニー・プレモントレ・聖ベネディクト・聖アウグスティヌス・カルトゥジオ・グランディモンタン、および他の修道会、そしてその他の司教区内の免税特権を持たない在俗教会人や参事会員より（10分の1税を徴収せねばならない）、あなた方自身かあるいはその町や管区におけるかくのごとき税徴収の任務に就くようあなた方が任じた適任である信仰深き者、その者自身あなた方を通じてこの任務のために任命されんと我々が欲しかつ命じた者であり、彼らにはこの書状により委託し命ずるのであるが、その者を通じて、彼らが任せられるであろう各町および管区において、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や上述の他の騎士修道会に属する管区長・修道院長・小修道院長・その他の者たち、およびその所領は唯一の例外として、親愛なる息子たる大修道院長・修道院長・司祭長・参事会長・助祭長・大司祭・他の高位者・参事会・団体・上述のあなた方の町や管区で免除特権を持つ修道会の修道院から、上述の方法に従ってかくのごとき10分の1税が、各年上記期日までに、その教会の収入・収益から、我々の権威により、完全に要求され集められ、そして上述の委任された者は、自身で10分の1税を上述のように免除特権を持つ者からも持たない者からも集めねばならず、各期日までに、その者を委託したあなた方の内の誰かに、いかなる遅延によっても軽視されることなく、都合上できるだけ早くそれを引き渡し、委ねなければならない。上述の免

除特権を持たない者に要求され、その者から集められた税に関して、あなた方により査定された収入に対して、および彼ら（徴税係）を通じて、免除特権を持つ者および持たない者に要求され、その者から集められたかくのごとき 10 分の 1 税の引き渡しに対して、(いかなる) 訴えもなくして、教会の調査によってなされるべきよう、あなた方は強く行うべきである。そして、かくのごとき税の引き渡しについては、公的手段により運搬され、そして (そこに) 他の妥当な用心が付加されるべきである。これに関して、必要であれば、どのぐらいの、誰から、いつ、どの期間のために、件の委託された者が 10 分の 1 税を受け取り、そして彼から、どのぐらいの、いつ、どの期間のためのものが、あなた方各々に引き渡されるのか確定されうように、あなた方は努めるべきである。

上述のように、あなた方および件の者により、他の免除特権を持つ者や持たない者かに要求され、その者から集められ、そしてそれが集められた際に、および件の者により、上述の免除特権を持つ者から集められるようあなた方が命じ、あなた方に引き渡された 10 分の 1 税を、そして上述のあなた方 (自身) の収入・収益から支払われた 10 分の 1 税を、あなた方各人は、その教会の聖堂参事会とともに、教会の下、もしくはあなた方が適していると考え他の所、すなわちより適切であり守備される他の所で、あなた方および参事会の費用負担によって、厳格かつ忠実に保管せねばならない。そして、(それは) あなた方各自により、我々が適しているとみなした者に、上述のかの地のおよび誠実なる職務のためであると我々が判断した時に、引き渡されねばならない。

従って、かくのごとき 10 分の 1 税の徴収がより容易かつより効果的であるようにするために、あなた方各人に、その町・管区内の大修道院長・修道院長・司祭長・参事会長およびその他の上述の免除特権を持たない者に対して、直接もしくはその任務のためにあなたにより派遣された件の者によって、また、その任命された者には、あなた方の町・管区内の大修道院長・修道院長・司祭長・参事会長およびその他の上述の免除特権を持つ者に対して、いかなる反論も反抗も訴えられることもなく、教会の検査により御することができるという権限を、加えて、あなた方各人に、その町・管区内の上述の免除特権を持たない者について、然るべき時に件の 10 分の 1 税を支払わなかったがために破門・聖務停止に結び付けられたものの、それについての償罪が証明された後に、教会の形式に則って、(その者に破門・聖務停止の) 解除という恩典を与えることができるよう、また、上記判決やその他の判決に結び付けられている間に、その者が聖なる職務を祝ったり自身でそこに参席したりといったような、禁止の下で御せられていたことについて解放することのできるよう、この書状でもって、その完全かつ何にも拘束されない権限を承認する。そして、あなた方や件の者たち (徴税係) が、上述のようにあなた方を通じて 10 分の 1 税を徴収することに関して、あなた方の労力に見合う報酬が得られるように、我々はあなた方および彼らに罪の赦しを付加するのである。

たとえ (教皇の) 座より、あなた方・あなた方の下のある者・大修道院長・修道院長および他の上述の免除特権も持つ者や持たない者、あるいは誰であれ他の者に特権が与

えられていたとしても、(10分の1税の支払い) 阻まれるべきではないので、ある者の10分の1税の支払いに関して、かくのごとき特権について一言一句原文のままに、およびあなた方の(町・管区にある)修道会・場所・人物の名について十分かつ明確な言及のない教皇の書状によって、あなた方は決して義務を負うこともなく、強要されることもなく、聖務停止も破門もされえない。またこのことは、いかなる権威者・修道会・場所・人物に対して、一般にあるいは特別に、どのような形式や言葉の下で上述の教皇庁により承認されたものであれ、いかなる特権・免除特権・教皇の書状(にも適用されるのであり、それが有効であるならば)、一言一句、我々の特別な書状にて完全かつ明確な言及がなされなければならない。加えて、次のように我々は考えている。あなた方は、上述の神の職務に邁進しており、全てを見ておられる神の視野の中で行動しており、従って、このことに関して、全努力を注がんと意図する神および我々に、その双方から受けた職務について受け取った利益に関する情報を返報せねばならず、その際に慎重かつ厳粛に実行せねばならず、混乱および不和という罪業から逃れることができるばかりでなく、称賛という栄光および返報に値する報酬を得ることができるように、誠実かつ慎重に配慮せねばならない。

加えて、我々は次のように欲する。誰であれあなた方は、上述のことが誠実かつ厳格になされるために、あなた方により件の税の徴収のために委任された件の者に対して、次のような形で誓約させねばならない。「私某は、あなた某殿に誓う。私は、教皇の座およびその権威により、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や上述の他の騎士修道会に属する管区長・修道院長・小修道院長・その他の者たち、およびその所領は唯一の例外として、あなたの町および管区の免除特権を持つおよび持たない全ての教会人から、聖地およびカトリック信仰の職務のために件の座により課された、その教会の全収入・全収益の10分の1税を請求し、集め、受け取るための徴収者である。私は、誠実に件の10分の1税を請求し、集め、受け取り、保管し、このことにおいて、その権威・地位・状況がどのようなものであろうとも、懇願・威嚇・恩顧・恩寵や他のいかなる理由によっても、他の者に譲歩せず、そして、あなたの命においてそれを受け取った時に、それをあなたに正しく返納し、引き渡す。そして、上述の免除特権を持たない者に関してはあなたに、免除特権を持つ者に関しては上述の教皇庁が派遣した者(教皇特使)に、私が請求し、集め、受け取ったもの全てについて、最終の正しい報告をなし、もし上述のことを担っている間にあなたがその職を退くのであれば、私はその職を引き継いだ者の命に従って、同じことを遂行する。神が私とこれらの聖なる神の福音を助け給わんことを。」

これは、資金調達に厳格化を目的としたものであり、それを実行するためのマニュアルに他ならない。(神の)平和は、ここにおいて完全にその姿を現す余地さえ与えられてない。

## おわりに

まずは、以上のことを簡単にまとめてみる。12世紀の段階では、贖罪の場および異端討伐を目的とした広義の意味でのキリスト教世界の平和を構築するための手段として、十字軍は設定されていたが、一方において、狭義の意味における神の平和運動との理念的・論理的連関は、少なくとも普遍教会会議決議録の言説においては確認されなかった。この点では、神の平和運動と十字軍運動との間に「戦いのモラル化」のみの存在を見た、フローリの見解の妥当性が確認されるであろう。しかし一方で、13世紀に入り、十字軍が主目的となっはじめて、少なくとも神の休戦がそこに集約され、その中で結び付けられたことも確認された。12世紀には、十字軍運動の位置付けそのものが非常に流動的であり、その揺れ動きが十字軍運動と平和との関係にも影響を与え、両者の関係を一定のものとしては捕らえがたいという現象を生じさせてのであろう。それに対して、13世紀に十字軍が主目的化されることにより、それは確固たる足場を与えられ、少なくとも神の休戦運動との理念的・倫理的結合が可能になったと言えるのである。ただし、それは言わば瞬間的なものに過ぎなかった。第4回十字軍の「失敗」（聖地エルサレムが奪回されなかったという意味において）の原因が金銭問題にあったという記憶が冷めやらぬ中で、十字軍という主目的を達成するための資金に関する言説が、それと同時に登場したのである。第1回リヨン普遍教会会議では、そこに資金調達マニュアルが付け加わり、有力者のモラル是正も資金調達のための手段に特化されていく。第2回リヨン普遍教会会議の段階においては、トーナメントの禁止が姿を消し、ヴィエンヌ普遍教会会議では「平和」そのものが、十字軍を呼びかけるための言説の中から完全に姿を消すのである。

では、これらの流れは何を意味するのであろうか。本小文の冒頭に設定した問題に立ち返って、少し言葉を付け足したい。十字軍運動と（神の）平和運動との連関が、「キリスト教世界」の主導者であることを最も体現すると考えるのであるとするならば、その頂点は第4回ラテラノ普遍教会会議における言説に見いだされなければならない。また、それは十字軍運動が主目的として普遍教会会議決議録の言説の中に位置付けられた結果でもあった。しかし、第4回ラテラノ普遍教会会議以降に十字軍提唱の言説の中から（神の）平和への言及が姿を消していくことは、必ずしも（神の）平和運動そのものの消滅を意味するとの考えを導くわけではない。（神の）平和が、もはやその言説の中に盛り込む必然性がない程に、十字軍運動における前提条件となっていた可能性を十分に残すからである。かつて、B・ヴァイラーは、聖地十字軍の準備 *negotium Terrae Sanctae* と平和・紛争解決との関係についての教皇の言説が、12世紀後半～13世紀に王侯君主に浸透していったことを明らかとしたが、<sup>(28)</sup>一般的な平和運動の主導者の移り変わりと同様に、十字軍と平和との結び付きも教権から俗権へと移行したと考えるべきなのであろうか。このことを考える

---

(28) Weiler, "The *Negotium Terrae Sanctae* in the Political Discourse of Latin Christendom", pp. 1-36.

ためには、次段階として、上記の教皇による十字軍勅令の綿密な分析が必要となることは  
<sup>(29)</sup>  
言うまでもない。

---

<sup>(29)</sup> 本稿注(16)。